

た後における当該土地の利用に関する計画

七 第一号の入会林野につき入会権を消滅させること及びこれに伴い第三号の各入会権者に

所有権が移転され若しくは同号の権利が設定され又は入会権以外の権利が消滅することにより、金銭の支払又は徴収をする必要がある場合には、その相手方の氏名又は名称、金額

及び支払又は徴収の時期、方法その他の条件

八 その他農林省令で定める事項

前項第五号に掲げる事項に関する前条の入会権者が過失がなくて知ることができないものについて、入会林野整備計画において定めることを要しない。

3 第一項第六号に掲げる土地の利用に関する計画においては、同項第三号の権利を取得させるべき入会権者の全部又は一部が当該権利を取得した後にその取得に係る権利の全部又は一部を

生産森林組合(森林法昭和二十六年法律第二百四十九号)第七十九条第一項第二号に掲げる事業を行なう森林組合をいう。(以下同じ。)又は農業生産法人(農地法昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。(以下同じ。)に出資する計画(以下「出資計画」という。)がある場合には、その出資計画を当該土地の利用に関する計画の一部として定めなければならない。

4 入会林野整備計画においては、第一項各号に掲げる事項以外の事項を定めてはならない。

5 処分の制限がある入会林野で農林省令で定めるもの並びに地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている入会林野で当該権利が差押、仮差押又は仮処分の目的となつていているものについては、入会林野整備計画を定めることができない。

(関係権利者の同意及び認可の申請)

第五条 第三条の認可を申請しようとする入会権者は、その代表者によつて、農林省令で定めるところにより、当該認可の申請に係る入会林野整備計画において定められた事項のうち前条第

一項第四号及び第五号に掲げる者に係る部分について、それぞれ、それらの者の同意を得なければならぬ。

2 前項の入会権者の代表者は、同項に規定する者の同意を求める場合には、それらの者に規約及び代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。

3 第三条の認可の申請は、農林省令で定めるところにより、申請書に、入会林野整備計画書のほか次に掲げる書類を添附してしなければならない。ただし、第五号に掲げる意見書は、当該

入会林野の所在する市町村が農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村である場合には、添付することを要しない。

一 規約

二 入会権に係る慣行を記載した書面

三 第一項に規定する者の同意があつたことを証する書面

四 入会林野の所在地を管轄する市町村長の意見書

五 入会林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地(農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。)である場合には、農業委員会の意見書

六 入会林野整備計画に係る土地の利用について法令の規定による制限がある場合には、当該法令の規定による制限がある場合に、當該

入会林野整備計画に係る権限を有する行政機関

の意見書

七 その他農林省令で定める書類

八 前項第四号から第六号までに掲げる意見書は、第一項の入会権者の代表者が意見を求めた日から四十日を経過しても、これを待つことができなかつたときは、添附することを要しなければならない。

4 前項第四号から第六号までに掲げる意見書は、第一項の入会権者の代表者が意見を求めたとき、その意見書を得ることができなかつた事情を明らかにした書面を添附しなければならない。

(審査及び公告等)

第六条 都道府県知事は、第三条の認可の申請があつたときは、当該申請に係る入会林野整備計画につき詳細な審査を行なつてその適否を決定し、その旨を当該申請をした入会権者の代表者(以下「申請人代表者」という。)に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、第三条の認可の申請について、次の各号の一に該当する場合を除き、前項の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による異議の申出を受けた場合には、当該異議の申出が同項に規定する期日後にされたものであるとき、その他不法であるとき、及び当該異議の申出が理由がないときを除き、当該申請人代表者に対し、相当の期間を定めてその期間内に当該異議の申出をした者(以下「異議申出人」という。)と

の協議をすべき旨を命じなければならない。

5 前項の規定により協議をすべき旨を命ぜられた場合には、当該申請人代表者は、次条第一項の規定による調停の申請をする場合を除き、前項の期間満了する日の翌日から起算して十日を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、その協議の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

6 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六百六十号)中处分についての異議申立てに関する規定により、その協議の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

7 前項第四項の場合において、第一項の規定により適否の決定をしようとするときは、都道府県知事は、当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見をきかなければならぬ。

8 前項第四項の場合において、第一項の規定により適否の決定をしようとするときは、都道府

県知事は、当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見をきかなければならぬ。

9 前項第四項の場合において、第一項の規定により適否の決定をしようとするときは、都道府

県知事は、当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見をきかなければならぬ。

10 前項第四項の場合において、第一項の規定により適否の決定をしようとするときは、都道府

県知事は、当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見をきかなければならぬ。

11 前項第四項の場合において、第一項の規定により適否の決定をしようとするときは、都道府

県知事は、当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見をきかなければならぬ。

12 前項第四項の場合において、第一項の規定により適否の決定をしようとするときは、都道府

県知事は、当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見をきかなければならぬ。

13 前項第四項の場合において、第一項の規定により適否の決定をしようとするときは、都道府

県知事は、当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見をきかなければならぬ。

野整備計画書の写しを公衆の縦覽に供しなければならない。

(異議の申出等)

第七条 当該入会林野整備計画に關係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他のこれらとの土地又は物件に関し権利を有する者は、前項第四項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「申請人代表者」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

8 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

9 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

10 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

11 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

12 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

13 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

14 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

15 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

16 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

17 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

18 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

19 都道府県知事は、前項の規定による公報に係る決議(以下「異議申出人」という。)と同一の規定により適切とする旨の決定をしなければならない。

(調停)

者によつて徴収された金錢を除く。)を徴収することができる。

3 第一項の場合には、第十一條第二項本文に規定する入会権者以外の者は、当該入会林野整備計画の定めるところに従い、同項の規定により供託がされた金錢に対してもその権利を行なうことができる。

(登記)

第十四條 都道府県知事は、第十一條第三項の規定による公告をした場合において必要があるときは、所有者に代わつて、その公告をした入会林野整備計画に關係のある土地の分割又は合併の手続をすることができる。

2 都道府県知事は、第十一條第三項の規定による公告をしたときは、遅滞なくその公告をした入会林野整備計画に係る土地についての必要な登記を嘱託しなければならない。

3 第十二条の規定により所有権又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得した者からその取得に係る権利の全部又は一部の出資(その者が、第十一條第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画において定められている出資計画を実施するために行なうものに限る)を受けた生産森林組合又は農業生産法人が、第十一條第三項の規定による公告があつた日の翌日から起算して二十日を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、当該出資をした者の氏名及び住所、当該出資の目的たる権利の種類、当該権利に係る土地の所在、地番、地目及び面積並びに当該権利が所有権以外の権利である場合には、その存続期間、対価その他の条件を都道府県知事に届け出たときは、都道府県知事は、遅滞なく当該法人のために当該権利の取得に関し必要な登記を嘱託しなければならない。

4 第十一條第三項の規定による公告があつた後においては、その公告があつた入会林野整備計画に係る土地に関しては、前二項の規定による登記がされるまでは、他の登記をすることがで

きない。ただし、登記の申請人が確定日付のある書類によりその公告前に登記原因が生じたことを証明した場合は、この限りでない。

(入会権者の地位の承継)

第十五條 第十一條第三項の規定による公告があつた場合において、その公告があつた日までに死亡した入会権者でその公告があつた入会林野整備計画において権利を取得し又は金錢の支払をし若しくはこれを受けるべきこととされたいたものがあるときは、その者の地位は、その相続人が継続する。

(処分、手続等の効力)

第十六條 第三条の認可を申請しようとする入会権者の代表者、申請人代表者若しくは第十一條第一項の規定による認可を受けた者の代表者の変更があつた場合又は第三条の認可の申請があつた日以後において入会林野整備計画に關係のある土地若しくはその土地に定着する物件の所持者その他の土地若しくは物件に関し権利を有する者の変更があつた場合には、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により又はこの法律の規定に基づいてする行政手の処分により從前のこれらの方がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、從前のこれらの者に対してした処分手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対するものとみなす。

(都道府県及び市町村の援助)

第十七条 都道府県及び市町村は、この章の規定による入会林野整備計画の実施を確保するため、当該入会林野整備を行なおうとする入会権者に対しても、規約又は入会林野整備計画の作成又は変更に関し、助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

(都道府県にわたる事項の処理)

第十八条 入会林野整備の対象とする入会林野が二以上の都道府県にわたる場合には、この章において都道府県知事の権限に属させた事項は、農林大臣が処理する。

第三章 旧慣使用林野整備

(旧慣使用林野整備の実施手続)

第十九條 旧慣使用林野整備は、市町村長が、当該市町村又は当該市町村にある財産区の所有

道府県の行なうもの又はこれらの補助に係るものとのするものとする。

(議会の議決等及び認可の申請)

第二十一条 市町村長は、第十九條の認可を申請しようとする場合には、当該認可の申請に係る旧慣使用林野整備計画につき当該市町村の議会の議決を経るとともに、当該旧慣使用林野整備計画において定められた事項のうち所有権又は地主権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得させるべき旧慣使用権者に係る部分につき、それぞれ、それらの者の同意を得なければならない。

2 第五條第三項(同項第一号を除く。)及び第四項の規定は、第十九條の認可の申請について準用する。この場合において、第五條第三項第一号中「入会権に係る慣行」とあるのは「旧慣」と、「書面」とあるのは「書面並びに旧慣使用林野の一部が第二十条第二項の農林省令で定める権利の種類及び内容を記載した書面」と、同項第二十条第一項の意見の内容を記載した書面及び同項の確認を得たことを証する書面並びに第二十二条第一項の当該市町村の議決があつたことを証する書面及び同項に規定する旧慣使用者者」と、同項第四号中「入会林野の所在地」とあるのは「旧慣使用林野の全部又は一部が当該市町村の区域外にある場合には、当該旧慣使用林野の全部又は一部の所在地」と、同條第四項中「第一項の入会権者の代表者」とあるのは「第十九條の認可を申請しようとする市町村長」と読み替えるものとする。

(認可及び金銭の供託等)

第二十二条 都道府県知事は、第十九條の認可の申請があつたときは、当該申請が次の各号の一に該当する場合を除き、当該申請に係る旧慣使

用林野整備計画を定めることができない。
3 旧慣使用林野整備計画においては、前項の農林省令で定める権利の消滅又は当該権利の目的となつてゐる土地についての権利の設定若しくは移転を内容とする事項を定めではない。
4 第四條第一項(同項第四号及び第五号を除く。)、第三項及び第四項の規定は、旧慣使用林野整備計画について準用する。この場合において、同条第一項第七号中「若しくは同号の権利が設定され又は入会権以外の権利が消滅する」とあるのは「又は同号の権利が設定される」と、

同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第二十一条第四項において準用する第四条第一項各号(同項第四号及び第五号を除く。)」と読み替えるものとする。

一 申請の手続又は旧慣使用林野整備計画の決定の手續若しくは内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているとき。

二 旧慣使用林野整備計画の内容が、当該旧慣

使用林野整備計画に係る土地の農林業上の利用を増進するための他の事業で國若しくは都道府県の行なうもの又はこれらの補助に係るもの効率的な実施を促進することが確実であると認められるものでないとき。

三 旧慣使用林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合には、当該旧慣使用林野整備計画において定める当該農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の内容が、農地法第三条第二項各号の一に該当するものであるとき（同項第五号に掲げる場合であつて同項のただし書の政令で定める相当の事由があるとき、及び同法第五条第一項本文に規定する場合に該当するときを除く）。

2 前条第二項において準用する第五条第四項の

場合において、前項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見をきかなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項の規定により認可をしようとする場合において、当該認可をしようとする旧慣使用林野整備計画に係る権利の設定又は移転の内容が、市町村又は財産区に対し当該認可につき次項の規定による公告のある日の翌日までに金銭を支払うべきこととされている金銭の供託をさせ、又は当該金銭の支払を確実に行なわせるためのその他の措置を講じなければならぬ。

4 都道府県知事は、第一項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公表し、かつ、当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

5 旧慣使用林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合において、当該旧慣使用林野整備計画につき第一項の規定による認可があつたときは、当該旧慣使用林野整備計画において定められたと見なす。

（旧慣使用林野整備の効果等）

第六号及び第七号に掲げる事項についての同項の規定による譲り受けたときは、当該旧慣使用林野整備計画において定められている当該農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転については、農地法第三条第一項又は第五条第一項の規定による認可があつたときは、当該旧慣使用林野整備計画において定められたと見なす。

第二十三条 前条第四項の規定による公告があつたときは、その公告があつた旧慣使用林野整備計画の定めるところにより、その公告があつた日限りすべての旧慣使用権が消滅し、その公告があつた日の翌日において、所有権が移転し、又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定される。

2 第十三条第三項、第十四条及び第十五条の規定は、前条第四項の規定により旧慣使用林野整備計画につき認可の公告があつた場合に準用する。この場合において、第十三条第三項中「第十一条第二項本文に規定する入会権者以外の者」とあるのは「第二十二条第三項の規定により金銭の供託をさせた市町村長」と、第十四条第三項中「第十二条」とあるのは「第二十三条第一項」と、第十五条中「入会権者」とあるのは「旧慣使用権者」と読み替えるものとする。

3 市町村長は、前項の許可の申請があつたときは、当該土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えるなければならない。

4 都道府県若しくは市町村の職員又は第二項の許可を受けなければならない。

（権利取得者の義務）

第二十六条 第十二条又は第二十三条第一項の規定により所有権又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得した者は、当該権利の目的たる土地の農林業上の利用を効率的に行なうよう努めなければならない。

（登記の特例）

第二十七条 第十二条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画及び第二十二条第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に係る土地の登記については、政令で不動産登記法（明治三十一年法律第二十四号）の特例を定めることができる。

7 第一項の場合には、同項の都道府県若しくは市町村又は入会権者は、同項の行為によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 都道府県又は市町村の職員は第一項の入会林野整備又は旧慣使用林野整備に關し、当該入会林野整備を行なおうとする入会権者の代表者は、当該入会林野整備に關し、当該入会林野整備又は旧慣使用林野整備に關係のある土地の所在地を管轄する登記所に對し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは贈答又はその原本若しくは抄本の交付（以下「簿書の閲覧等」という。）を求めることができる。

9 第一項及び第四項から前項までの規定は、農林大臣が第十八条の規定による処理をする場合において國の職員が行なう土地若しくは土地に定着する物件の測量若しくは実地調査又は簿書の閲覧等の請求について準用する。この場合において、第七項中「同項の都道府県若しくは市町村又は入会権者」とあるのは、「國」と読み替えるものとする。

7 第一項の場合には、都道府県又は市町村の職員はその身分を示す証明書を、第二項の許可を受けた入会権者はその許可を受けたことを証する書面を携帯し、当該土地の占有者又は立木竹の所有者に通知しなければならない。

8 都道府県若しくは市町村の職員は第一項の規定による通知をすることができる。

（課税の特例）

第二十八条 第十二条又は第二十三条第一項の規定により所有権又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得した者の当該権利の取得による経済的な利益については、租税を課さない。

〔国の補助〕

第二十九条 国は、政令で定めるところにより、この法律の規定により都道府県知事が行なうべき事務（第一項第一号に規定するもの）を、都道府県知事の権限により、都道府県議会の議決を経て、都道府県議會規則（以下「規則」といふ）として定め得る。

第五章 罰則

第三十条 第二十五条第一項の規定により都道府県の職員が行なう立入り又は立木竹の伐採（同一条第九項において準用する同条第一項の規定により國の職員が行なうこれらの行為を含む。）を拒み、又は妨げた者は、三万円以下の罰金に処する。

附
則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第十一条第三項の規定による公告があつた入

今林野整備計画又は第二十二条第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に係る土地に關して不動產登記法の一部を改正する等

の法律(昭和三十五年法律第十四号)附則第三条第三号の規定により同法第二条の規定による廃止前の土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)の規定が適用される場合においては、第二十七一条中「登記」とあるのは「登記及び登録」と、「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)」とあるのは「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和三十五年法律第十四号)第二条の規定による廃止前の土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)」とする。

第十九条第九号の次に次の二号を加える。
九ノ二 入会林野等に係る権利關係の近代化
の助長に関する法律第十四条第二項（同法
第二十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム）ノ規定ニ依ル土地三園スル登記
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

(入会林野整備等による土地の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長
に関する法律(昭和四十一年法律第 号)
第十二条又は第二十三条第一項の規定により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十四年三月三十日までに行なわれたときに限り、当該土地の価格に当該土地を取得した時における当該土地の通常の売買価額に対する当該土地の取得に係る支払額(同法第十一条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画又は同法第二十二条第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画において当該土地を取得した者がその取得により支払うべきこととされている金額の額のうち、当該土地の取得の対価に対応する額として政令で定める額に相当する額に限る。)の割合を乗じて得た額によるものとする。
租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十八条の二を第七十八条の三とし、第七十九条の次に次の一条を加える。
(入会林野整備等に係る土地等の現物出資による所有権等の取得登記の税率の軽減)
第七十八条の二 森林法第七十九条第一項第二号に掲げる事業を行なう森林組合又は農地法第二条第七項に規定する農業生産法人が、昭和四十一年七月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二号)第十二条又は第二十三条第一項の規定により土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権を取得した者からその取得に係る権利の全部又は一部の出資を受けた場合には、当該出資による所有権、地上権、永小作権又は賃借権の取得の登記については、その登記が同法第十四条第三項(同法第

理由

広大な面積を占める入会林野及び旧譲使用林野の開発がこれらの土地について存する旧来の権利関係に妨げられて進展していない現状にかんがみ、これらの土地の農林業上の利用を増進することを目途として、その権利関係の近代化を助長するための措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）の一部を次のようない改正する。
題名の次に次の目次及び章名を附する。

目次

第三章 果樹園經營計畫(第三條—第五條)

第四章
加工原料用果実の取引に関する取扱い
(第五条の二一—第五条の四)
第五章
種別(第六条—第十三条)

第五章
第六章
附則

第一章 総則

を「その生産の計画的かつ安定的な拡大を図るための措置及びこれに関連して」に、「これに」と「これらに」に改め、同条の次に次の章名を附する。

第二章 果樹農業振興基本方針等

(果樹農業振興基本方針)

第二条 農林大臣は、政令で定めるところにより、果樹農業の振興を図るための基本方針(以下「果樹農業振興基本方針」という。)を定めなければならない。

第三条 果樹農業振興基本方針には、主要な種類の果樹として政令で定めるもの(以下「果樹」という。)につき、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 果実の需要の長期見通しに即した植栽及び果実の生産目標

二 植栽に適する自然的条件に関する基準

三 近代的な果樹園經營の基本的指標

四 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

五 その他果樹農業の振興に関する重要な事項

第六条 農林大臣は、果樹農業振興基本方針を定めようとするときは、果樹農業振興審議会の意見をきかなければならぬ。

第七条 農林大臣は、果樹農業振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第八条 第二条の次に次の三条を加える。

(果樹農業振興基本方針の変更)

第九条 第二条の二 農林大臣は、果実の需給事情、農業事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、果樹農業振興基本方針を変更するものとする。

第十条 第二条の三 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県における果樹農業の振興を図るために計画(以下「果樹農業振興計画」とする。)を策定する。

第十一条 第三条及び第四項の規定は、果樹農業振興基本方針の変更について準用する。

(都道府県の果樹農業振興計画)

画の認定の請求及び当該請求に係る認定について適用し、同日前にされた改正前の第三条第一項（前項の規定によりその例によるところを含む）の規定による認定は、改正後の第四条の規定によりした認定とみなす。

理由

最近における果樹農業及びこれを取りまく諸情勢の変化に対処し、今後の果樹農業の健全な発展を推進するため、果樹農業振興基本方針及び都道府県の果樹農業振興計画の作成並びに加工原料用果実の取引の安定化のための措置に関する規定を設けるとともに、果樹園經營計画に関する規定につき所要の改正を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農地管理事業団法
農地管理事業団法

目次

第一章 総則(第一条—第八条)
第二章 役員及び職員(第九条—第十九条)
第三章 業務(第二十条—第三十七条)
第四章 財務及び会計(第三十八条—第四十九条)
第五章 監督(第五十条—第五十一条)
第六章 雑則(第五十二条—第五十五条)
第七章 罰則(第五十六条—第五十八条)
附則
第一章 総則

第一条 農地管理事業団は、農地等に係る権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるよう

に適正円滑に行なわれることを促進するため、これに必要な業務を行なうとにより、農業構造の改善に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農地」及び「採草放牧地」とは、それぞれ、農地法(昭和二十七年法律第一百二十九号)第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地をいり。

3

この法律において「未墾地」とは、農地及び採草放牧地以外の土地で、開発して農地又は採草放牧地とすることが適当なものをいり。

4

この法律において「附帯施設」とは、農地若しくは採草放牧地の農業上の利用のため必要な土地の開発後の農業上の利用のため必要な土地(農地及び採草放牧地を除く)、立木、工作物又は水の使用に関する権利をいり。

5

(法人格)

第三条 農地管理事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

6

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

三 農地若しくは採草放牧地又はこれらに係る

こと。

四 農地若しくは採草放牧地又はこれらに係る附帯施設の借受け及び借受けをした農地若しくは採草放牧地又はこれらに係る附帯施設の貸付けを行なうこと。

五 農地若しくは採草放牧地又はこれらに係る附帯施設を貸付けの方法により運用すること又は売り渡すことを目的とする信託の引受けを行なうこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

事業団が附帯施設について前項第一号から第五号まで（未墾地に係る附帯施設については、同項第一号及び第二号）に掲げる業務を行なうことができる場合は、その附帯施設に係る農地、採草放牧地又は未墾地についてのこれらの各号に掲げる業務とあわせてその附帯施設に係ることのできるのは、その附帯施設に係る農地、採草放牧地又は未墾地についてのこれらに掲げる業務を行なう場合に限るものとする。

（業務実施地域）

第二十一条 事業団は、農林大臣が次条の規定により指定した業務実施地域の区域（その区域が第二十三条の規定により変更されたときは、その変更後の区域）内にある農地、採草放牧地又は未墾地に係る附帯施設につき、前条第一項第一号から第五号まで（未墾地に係る附帯施設については、同項第一号及び第二号）に掲げる

業務を行なうものとする。

第二十二条 農林大臣は、都道府県知事の申出に基づき、一定の区域を事業団の業務実施地域として指定するものとする。

2 都道府県知事は、前項の申出をしようとするときは、関係市町村に協議し、かつ、都道府県農業委員会の意見をきかなければならない。

3 第二項の規定による指定は、国土資源の総合的な利用の見地からみてその区域内における土

地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められる農業地域で、その区域内における農地保有の合理化等農業構造の改善を図るためその区域内にある農地、採草放牧地又は未墾地についての権利の取得を適正円滑にすることが特に必要と認められるものについて、するものとする。

4 第一項の規定による指定は、その期日の三十日前までに告示をもつてしなければならない。

第二十三条 農林大臣は、都道府県知事の申出に基づき、事業団の業務実施地域の区域を変更することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による変更について準用する。この場合において、同条第三項中「その区域内」とあるのは、「その変更後の区域内」と読み替えるものとする。

第二十四条 農林大臣は、事業団の業務実施地域が第二十二条第三項の指定の要件に適合しなくなつたときは、都道府県知事の意見をきき、その指定を解除するものとする。

2 第二十二条第四項の規定は、前項の規定による解除について準用する。

第二十五条 事業団の業務実施地域の指定、その区域の変更又はその指定の解除があつた場合における事業団の業務及び第五十三条第一項の規定による通知に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第二十六条 事業団の業務は、農業を営む個人又は農業生産法人（農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この条において同じ。）で、その農業經營を次に掲げる經營にすることを目標として改善するため農地、採草放牧地若しくは未墾地を取得し、又は農地若しくは採草放牧地を借り受けようとするもののの取得又は借受けを促進するように行なわなければならない。

3 第二項の規定による指定は、国土資源の総合的な利用の見地からみてその区域内における土

（昭和三十六年法律第二百二十七号）第十五条规定する自立經營

二 農業生産法人にあつては、その常時従事者（農地法第二条第七項第一号に規定する常時従事者をいう。）たる構成員が、正常な能率を發揮しながら就業し、かつ、他産業従事者と均衡する所得を確保することができる經營

三 貸付金の利率、償還期間及び償還方法（貸付金の利率、償還期間及び償還方法）

2 第二十七条 第二十条第一項第二号の規定による貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）の利率は、年三分とし、その償還期間（据置期間を含む。）は、三十年以内とし、その償還は、元利均等年賦支払の方法（据置期間に係る利子については、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法）によるものとする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者（その一般承継人を含む。以下「借受人」という。）は、いつでも繰上償還をすることができる。

三 貸付金の一時償還（貸付金の一時償還）

2 第二十八条 事業団は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、当該借受人に對し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

三 貸付金の支払を怠つた場合（貸付金に係る未墾地の全部又は一部を貸付ける条件で定める農地若しくは採草放牧地とすべき時期までに農地若しくは採草放牧地とすべき時期までに農地若しくは採草放牧地となつた場合）

2 第二十九条 事業団は、災害その他やむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

三 貸付金に係る未墾地の全部又は一部を貸付ける条件で定める農地若しくは採草放牧地とすべき時期までに農地若しくは採草放牧地となつた場合

2 第三十条 第二十条第一項第三号の規定による充渡しの対価（以下この条において「対価」といいう。）の支払は、支払期間（据置期間を含む。）三十年以内、利率年三分の元利均等年賦支払の方法（据置期間に係る利子については、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法）によるものとする。ただし、当該充渡しを受ける者の申出があつたときは、その対価の全部又は一部

借受人の耕作又は養畜の事業に供されなくなつた場合その他の農林省令で定める場合を除く。）

五 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由がないなくて貸付けの条件に違反した場合

六 事業団は、前項各号に掲げる場合のほか、農地又は採草放牧地ことに貸付金の貸付けを受けた者は又はその一般承継人（農林省令で定めるものを除く。）が現に耕作又は養畜の事業に供してゐる農地又は採草放牧地の面積が、当該貸付金に係る農地若しくは採草放牧地又は当該貸付金に係る未墾地を農地若しくは採草放牧地としたものの面積と当該貸付けを受けた者がその貸付けを受けた時ににおいて耕作又は養畜の事業に供してゐる農地又は採草放牧地の面積との合計に政令で定める一定割合を乗じて得た面積を下ることとなつた場合には、前条の規定にかかわらず、当該貸付けを受けた者又はその一般承継人に對し、いつでも食付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。ただし、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他他の法律により農地又は採草放牧地を収用され、又は使用されたため当該一定割合を乗じて得た面積を下すこととなつた場合その他の農林省令で定める場合は、この限りでない。

七 貸付金に係る農地若しくは採草放牧地又は未墾地の全部又は一部を貸付ける条件で定める農地若しくは採草放牧地としないことが明らかとなつた場合

2 第三十一条 第二十条第一項第三号の規定による充渡しの対価（以下この条において「対価」といいう。）の支払は、支払期間（据置期間を含む。）三十年以内、利率年三分の元利均等年賦支払の方法（据置期間に係る利子については、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法）によるものとする。ただし、当該充渡しを受ける者の申出があつたときは、その対価の全部又は一部

につき一時支払の方法によるものとする。

2 第二十七条ただし書、第二十八条（同条第一号及び第三号を除く。）及び前条の規定は、対価の支払について準用する。この場合に

項第一号及び第三号を除く。）が現に耕作又は養

畜の事業に供している農地又は採草放牧地の

承継人を含む。以下「買受人」という。）と、第

二十八条第一項中「借受人」とあるのは「買受人」

と、「前条」とあるのは「第三十条第一項」と、

「当該借受人」とあるのは「当該買受人」と、「貸

付金に係る農地若しくは採草放牧地又は貸付金

に係る未墾地を農地若しくは採草放牧地とした

もの」とあるのは「第二十条第一項第三号の規定

による売渡しに係る農地又は採草放牧地」と、

「貸付けの条件」とあるのは「売渡しの条件」と、

同条第一項中「貸付けを受けた者」とあるのは「第二十条第一項第三号の規定による売

渡しを受けた者」と、「当該貸付金に係る農地若

しくは採草放牧地又は当該貸付金に係る未墾地

を農地若しくは採草放牧地としたもの」とあるの

は「当該売渡しに係る農地又は採草放牧地」と、

「当該貸付け」とあるのは「当該売渡し」と、「そ

の貸付け」とあるのは「その売渡し」と、「前条

とあるのは「第三十条第一項」と読み替えるもの

とする。

（賃戻権）

第三十一条 事業団は、第二十条第一項第三号の規定による売渡しをする場合には、農林省令で定める基準に従い、民法第五百七十九条の定め

ることにより、賃戻しの特約をつけなければならぬ。

2 前項の特約に基づく賃戻権は、農地又は採草放牧地ごとに、次に掲げる場合に限り、行使することができる。

一 当該特約に係る売渡しを受けた農地又は採草放牧地の全部又は政令で定める一定割合をこれる部分がその売渡しを受けた者又はその

一般承継人の耕作又は養畜の事業に供されなくなつた場合

一 前号に掲げる場合のほか、当該特約に係る省令で定めるものを除く。)が現に耕作又は養

畜の事業に供している農地又は採草放牧地の面積が、当該売渡しに係る農地又は採草放牧地の面積と当該売渡しを受けた者がその売渡しを受けた時において耕作又は養畜の事業に供していた農地又は採草放牧地の面積との合

計に政令で定める一定割合を乗じて得た面積を下すこととなつた場合

3 前項の規定にかわらず、同項各号に掲げる場合に該当することとなつた日から起算して三年を経過した場合、土地改良法による交換分合によつて同項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合その他農林省令で定める場合は、第一項の特約に基づく賃戻権は、行使することができない。

（信託法の特例）

第三十二条 事業団への信託の委託者又はその一般承継人は、受益者となり、信託の利益の全部

2 事業団は、他の者と共同して信託の引受けを受ける。

3 事業団は、その引き受けた信託に係る事務を他の者に委託して処理させることができない。

4 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に從事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 事業団は、その引き受けた信託に係る事務を他の者に委託して処理させることができない。

4 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に從事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

第三十七条 事業団は、業務の開始の際、業務方

法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

3 事業団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に因り、納付の手続

その他の必要な事項は、政令で定める。

（借入金及び農地管理事業団債券）

第四十二条 事業団は、農林大臣の認可を受けられた場合には、終了する。

第三十八条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

（事業計画等の認可）

第三十九条 事業団は、毎事業年度、事業計画、

六条から第七十三条までの規定は、適用しない。

（業務の委託）

第三十六条 事業団は、農林大臣の認可を受けた、農林中央金庫、農業協同組合法（昭和二十

二年法律第三百三十二号）第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合連合会その他の金融機関に対し、第二十条第一項第二号に掲げる業務、同項第三号に掲げる業務のうち買入れ又は売渡しの対価及び交換差金の支払及び徴収に関するもの並びに同項第四号に掲げる業務のうち借受け又は貸付けに係る対価の支払及び徴収に関するもの一部を委託することができる。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

（財務諸表）

第三十七条 事業団は、毎事業年度、損益計算書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理並びに納付金）

第四十一条 事業団は、毎事業年度、損益計算書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

（利害關係者）

第三十八条 事業団は、毎事業年度、損益計算書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算書において利益を生じたときは、前項の規定による積立金を繰り越した損失をうちめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

3 事業団は、毎事業年度、損益計算書において利益を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算書において利益を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を

失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第四十条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（財務諸表）

第四十一条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（財務諸表）

第四十二条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（財務諸表）

第四十三条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（財務諸表）

第四十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（財務諸表）

第四十五条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（財務諸表）

第四十六条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（財務諸表）

第四十七条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（財務諸表）

第四十八条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（財務諸表）

第四十九条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（財務諸表）

第五十条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（財務諸表）

第五十一条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（財務諸表）

第五十二条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（財務諸表）

第五十三条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（財務諸表）

第五十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（財務諸表）

農地管理事 業団	農地管理事業団法 (昭和四十一年法律第 号)
-------------	------------------------------

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。別表第一第一号の表中農地開発機械公団の項の次に次のように加える。

農地管理事 業団	農地管理事業団法 (昭和四十一年法律第 号)
-------------	------------------------------

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「八郎潟新農村建設事業団」の下に、「農地管理事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十 農地管理事業団が農地管理事業団法(昭和四十一年法律第二百二号)第二十条第一項第三号に規定する業務の用に供する不動産

第三百四十八条第二項第二号中「八郎潟新農村建設事業団」の下に、「農地管理事業団」を加え、同項第二号の四に次の一号を加える。

二の五 農地管理事業団が農地管理事業団法第二十条第一項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

附則第五十四項の次に次の二項を加える。

(農地管理事業団のあつせん等による土地の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

55 農地管理事業団法第二十条第一項第一号の規定による売買のあつせんにより土地を取得した場合(当該取得に要した資金の額のうち政令で定める額につき同項第二号の規定による資金の貸付けを受けて取得した場合に限り土地を取得した場合(当該取得の対価の額のうち政令で定める額の支払が同法第三十条

第一項に規定する元利均等年賦支払の方法による場合に限る)における当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十四年三月三十日までに行なわれたときに限り、当該土地の価格に同法第二十条第一項第一号の規定による売買のあつせんに係る当該土地の取得に要した資金の額に対する同項第二号の規定による当該土地の取得に係る貸付金の額の割合又は同項第三号の規定による売渡しに係る当該土地の取得の対価の額に対する当該対価の額のうち同法第三十条第一項に規定する元利均等年賦支払の方法によつた額の割合を乗じて得た額に政令で定める率を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

56 農地管理事業団法第二十条第一項第一号の規定によるあつせんに係る交換又は同項第三号の規定による交換により土地を取得した場合における当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十四年三月三十日までに行なわれたときに限り、当該交換によつて失った土地の価格に相当する額を価格から控除するものとする。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十七条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

五十三号の二の下に、「農地管理事業団」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第十七条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

三の二 農地管理事業団の指導監督を行なうこと。

第十条第一項第三号の次に次の一号を加える。

第十一条第一項第三号を「第三号の二」と改める。

第一項に規定する元利均等年賦支払の方法による場合に限る)における当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十四年三月三十日までに行なわれたときに限り、当該土地の価格に同法第二十条第一項第一号の規定による売買のあつせんに係る当該土地の取得に要した資金の額に対する同項第二号の規定による当該土地の取得に係る貸付金の額の割合又は同項第三号の規定による売渡しに係る当該土地の取得の対価の額に対する当該対価の額のうち同法第三十条第一項に規定する元利均等年賦支払の方法によつた額の割合を乗じて得た額に政令で定める率を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

理由

最近における農業の動向にかんがみ、農業構造の改善を図るために、農地等に係る権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集團化その他農地保有の合理化に資することとなるように適正円滑に行なわれることを目的として、その促進に必要な業務を行なう機関として、農地管理事業団を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十三条・第五十一条」に改める。

第十条中第四項を第五項とし、第三項の次に三條の二に改める。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第十条第一項の表を次のように改める。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案											
標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額									
第一級	八、〇〇〇円	八、五〇〇円未満									
第二級	九、〇〇〇円	九、五〇〇円未満									
第三級	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円未満									
第四級	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円未満									
第五級	一二、〇〇〇円	一二、〇〇〇円未満									
第六級	一三、〇〇〇円以上	一三、〇〇〇円未満									
第七級	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円未満									
第八級	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円未満									
第九級	一八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円未満									
第十級	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円未満									
第十一級	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円未満									
第十二級	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円未満									
第十三級	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円未満									
第十四級	二八、〇〇〇円	二八、〇〇〇円未満									
第十五級	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円未満									
第十六級	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円未満									
第十七級	三一、五〇〇円以上	三一、五〇〇円未満									
第十八級	三四、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満									
第十九級	三七、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満									
第二十級	四〇、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満									
第二十一級	四三、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満									
第二十二級	四五、五〇〇円以上	四五、五〇〇円未満									
第二十三級	四六、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満									
第二十四級	四八、五〇〇円以上	四八、五〇〇円未満									
第二十五級	五〇、五〇〇円以上	五〇、五〇〇円未満									
第二十六級	五四、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満									
第二十七級	五六、〇〇〇円以上	五六、〇〇〇円未満									
第二十八級	五八、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満									
第二十九級	六〇、〇〇〇円未満	六〇、〇〇〇円未満									

第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級	第七級	第八級	第九級	第十級	第十一級	第十二級	第十三級	第十四級	第十五級	第十六級	第十七級	第十八級	第十九級	第二十級	第二十一級	第二十二級	第二十三級	第二十四級	第二十五級	第二十六級	第二十七級	第二十八級	第二十九級	第三十級					
八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上	一四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円以上	四五、五〇〇円以上	四六、五〇〇円以上	四八、五〇〇円以上	五〇、五〇〇円以上	五四、〇〇〇円以上	五六、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円以上	六〇、〇〇〇円未満						
八、五〇〇円以上	九、五〇〇円以上	一〇、〇〇〇円以上	一一、〇〇〇円以上	一二、〇〇〇円以上	一三、〇〇〇円未満	一四、〇〇〇円未満	一六、〇〇〇円未満	一八、〇〇〇円未満	二〇、〇〇〇円未満	二二、〇〇〇円未満	二四、〇〇〇円未満	二六、〇〇〇円未満	二八、〇〇〇円未満	三〇、〇〇〇円未満	三三、〇〇〇円未満	二九、〇〇〇円未満	二七、〇〇〇円未満	二五、〇〇〇円未満	二三、〇〇〇円未満	二一、〇〇〇円未満	二〇、〇〇〇円未満	一九、〇〇〇円未満	一八、〇〇〇円未満	一七、〇〇〇円未満	一六、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円未満	一四、〇〇〇円未満	一三、〇〇〇円未満	一二、〇〇〇円未満	一一、〇〇〇円未満	一〇、〇〇〇円未満			
九、〇〇〇円	九、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上	一四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円以上	四五、五〇〇円以上	四六、五〇〇円以上	四八、五〇〇円以上	五〇、五〇〇円以上	五四、〇〇〇円以上	五六、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円以上	六〇、〇〇〇円未満						
九、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一四、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円以上	一六、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円以上	一八、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円以上	二〇、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円以上	二四、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円以上	二六、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円以上	二八、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円以上	三〇、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円以上	四五、五〇〇円以上	四六、五〇〇円以上	四八、五〇〇円以上	五〇、五〇〇円以上	五四、〇〇〇円以上	五六、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円以上	六〇、〇〇〇円未満
一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上	一六、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円以上	一八、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円以上	二〇、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円以上	二四、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円以上	二六、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円以上	二八、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円以上	三〇、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円以上	四五、五〇〇円以上	四六、五〇〇円以上	四八、五〇〇円以上	五〇、五〇〇円以上	五四、〇〇〇円以上	五六、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円以上	六〇、〇〇〇円未満	
一一、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一六、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円以上	一八、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円以上	二〇、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円以上	二四、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円以上	二六、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円以上	二八、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円以上	三〇、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円以上	四五、五〇〇円以上	四六、五〇〇円以上	四八、五〇〇円以上	五〇、五〇〇円以上	五四、〇〇〇円以上	五六、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円以上	六〇、〇〇〇円未満		
一二、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上	一八、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円以上	二〇、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円以上	二四、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円以上	二六、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円以上	二八、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円以上	三〇、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円以上	四五、五〇〇円以上	四六、五〇〇円以上	四八、五〇〇円以上	五〇、五〇〇円以上	五四、〇〇〇円以上	五六、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円以上	六〇、〇〇〇円未満			
一三、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円以上	二〇、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円以上	二四、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円以上	二六、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円以上	二八、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円以上	三〇、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円以上	四五、五〇〇円以上	四六、五〇〇円以上	四八、五〇〇円以上	五〇、五〇〇円以上	五四、〇〇〇円以上	五六、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円以上	六〇、〇〇〇円未満				
一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上	二〇、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円以上	二四、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円以上	二六、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円以上	二八、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円以上	三〇、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円以上	四五、五〇〇円以上	四六、五〇〇円以上	四八、五〇〇円以上	五〇、五〇〇円以上	五四、〇〇〇円以上	五六、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円以上	六〇、〇〇〇円未満					
一五、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円以上	二四、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円以上	二六、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円以上	二八、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円以上	三〇、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円以上	四五、五〇〇円以上	四六、五〇〇円以上	四八、五〇〇円以上	五〇、五〇〇円以上	五四、〇〇〇円以上	五六、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円以上	六〇、〇〇〇円未満						
一六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円以上	二四、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円以上	二六、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円以上	二八、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円以上	三〇、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円以上	四五、五〇〇円以上	四六、五〇〇円以上	四八、五〇〇円以上	五〇、五〇〇円以上	五四、〇〇〇円以上	五六、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円以上	六〇、〇〇〇円未満							
一七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円以上	二四、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円以上	二六、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円以上	二八、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円以上	三〇、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円以上	四五、五〇〇円以上	四六、五〇〇円以上	四八、五〇〇円以上	五〇、五〇〇円以上	五四、〇〇〇円以上	五六、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円以上	六〇、〇〇〇円未満								
一八、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二四、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円以上	二六、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円以上	二八、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円以上	三〇、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円以上	四五、五〇〇円以上	四六、五〇〇円以上	四八、五〇〇円以上	五〇、五〇〇円以上	五四、〇〇〇円以上	五六、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円以上	六〇、〇〇〇円未満									
一九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二二、〇〇〇円																															

三十七条の三第三項」に改める。

附則第十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の旧法第三十九条又は第四十五条の規定による障害年金又は障害一時金の額は、旧法の平均標準給与の月額又は旧法の平均標準給与の日額はそれぞれ平均標準給与の月額又は平均標準給与の日額とみなす、それぞれは平均標準給与の日額とみなす、それぞれ

旧法第三十九条又は第四十五条の規定を適用して算定した額とする。ただし、障害年金については、旧法組合員期間と新法組合員期間とを合算した期間が二十年以上である場合において、その算定された額が六万円より少ないとときは、六万円とする。

附則第十四条に次の一項を加える。
2 附則第十二条第三項の規定は、前項の旧法第三十九条の規定による障害年金の額に準用する。

附則第十五条に次の一項を加える。
5 附則第七条第五項の規定は、第二項及び前項の従前の障害年金の額に準用する。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。(標準給付に関する経過措置)

第二条 組合が施行日前に改正前の農林漁業団体職員共済組合法(以下「旧法」という。)第二十条第三項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかるらず、改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「新法」という。)第二十条第一項の規定によること。

2 施行日前に旧法第二十条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、施行日に職員になつたものとみなす、新法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定する。

(更新組合員で再退職するものに係る減額退職年金の額の改定に関する経過措置)
第三条 新法第三十七条の二第三項において準用する新法第三十七条第二項前段の規定による改定後の減額退職年金の額であつて、更新組合員(改正前の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「旧改正法」という。)附則第四条第三号の更新組合員をいい、旧改正法

則第二十条各号に掲げる者を含む。以下同じ。)に係るものは、新法第三十七条の二第四項及び第五項の規定にかかるらず、政令で定めるところにより計算した割合をもつて同条第四項に規定する割合とし、同項及び同条第五項の規定の例により算定した額とする。

第四条 施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い)
第五条 施行日前に給付事由が生じた旧法の規定による給付については、次条に規定するもの及び第六条の政令で規定するもののほか、なお従前の例による。
(従前の退職年金等の額の特例)

第五条 施行日前に給付事由が生じ、旧法の規定により支給される退職年金、障害年金又は遺族年金であつて、更新組合員に係るものについては、昭和四十一年十月分以後それぞれ、その額を、その額の算定について改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「新改正法」という。)附則第四条、第七条第五項(新改正法附則第十五条第五項(新改正法附則第二十条において準用する場合を含む。)及び第二十条において準用する場合を含む。)又は第十二条第三項本文(障害年金に係る部分に限るものとし、新改正法附則第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用があつたとしたならば支給されることとなる退職年金、障害年金又は遺族年金の額に相当する額に改定する。

2 前項の規定による改定額が次の各号に掲げる額の区分に従いそれぞれ当該各号に掲げる額よりも少ないときは、同項の規定にかかるらず、
り、農林業經營の発展及び農山村民の所得の向上

当該各号に掲げる額をもつてその改定額とする。ただし、組合員期間(新改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間と同条第二号の新法組合員期間とを合算した期間をいう。)が二十年に満たないときは、この限りでない。

一 退職年金又は障害年金 六万円
二 遺族年金 三万円
(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)
第七条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十二号)の一部を次のよう改定する。

附則第四十一条並びに第四十二条第一項及び第三項中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改める。

(新改正法附則第十五条第五項(新改正法附則第二十条において準用する場合を含む。)及び第二十条において準用する場合を含む。)又は第十二条第三項本文(障害年金に係る部分に限るものとし、新改正法附則第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用があつたとしたならば支給されることとなる退職年金、障害年金又は遺族年金の額に相当する額に改定する。

しかしながら、現状におきましては、このよう

な権利関係の近代化をはかりますためには、かなり煩瑣な手続や、多額の経費負担を必要とし、農山村民が自力でこれを実行することはきわめて困難でありまして、そのことが、これまでに権利関係の近代化を進める上の大きな障害となつてゐたのであります。したがいまして、入り会い林野等の農林業上の利用の増進をはかつてまいります。

○中川委員長 仮谷政務次官。

○仮谷政府委員 入会林野等に係る権利関係の近

代化の助長に関する法律案につきまして、その提案の理由及びおもな内容を御説明申し上げます。わが国の農山村におきましては、古くから入り会い林野等の利用が行なわれてきたのであります。今日なおその面積は二百万ヘクタールをこえ、全国の民有林野面積の一三%に及んでいるのであります。

に十分寄与しているとは言ひがたい現状であります。

して、これによる国民経済上の損失も少なくない

と思われる所以あります。

入り会い林野等の利用が低位にとどまり、その開発がおくれている原因は、いろいろあると思われるのであります。その最も基本的なものは、これらの林野に入り会い権等の権利が存在していることになります。

これららの権利に基づく利用は、今日に至りましたが、入り会い林野等についてその利用を増進し、農林業経営の健全な発展に役立たせるため、時代の新たな要請に応じて利用の高度化をはからうといたましても、容易にその転換ができないのであります。

したがって、入り会い林野等についてその利用を増進し、農林業経営の健全な発展に役立たせるため、このよだな権利関係を近代化すること、すなわち、入り会い権等の旧慣による権利を消滅させ、これらを所有権、地上権等の近代的な権利に切りかえることが強く要請されるに至つてゐる

であります。

しかしながら、現状におきましては、このよう

な権利関係の近代化をはかりますためには、かなり煩瑣な手續や、多額の経費負担を必要とし、農山村民が自力でこれを実行することはきわめて困難でありまして、そのことが、これまでに権利関係の近代化を進める上の大きな障害となつてゐたのであります。したがいまして、入り会い林野等の農林業上の利用の増進をはかつてまいります。

以上のような理由からいたしまして、この法律案におきましては、入り会い林野等の権利関係の近代化を行なうに必要な手続を定めますとともに、関連する登記手続の簡素化、租税の減免、経費の補助等各種の援助措置を定めたのであります。

が、次に、法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一は、入り会い林野における権利関係の近代化、すなわち、入り会い林野整備の実施手続等に関する規定であります。

入り会い権者全員の合意によつてその整備計画を定め、その計画について土地所有者その他の関係権者の同意を得る等の手続を経た上で、都道府県知事の認可を受けることとしております。

次に、都道府県知事がこの計画について認可をした場合には、その旨を公告することとし、その公告があったときは、入り会い権及びその他の権利が消滅し、入り会い権者が所有権、地上権等の権利を取得することとしております。入り会い権者が取得した権利の登記につきましては、都道府県知事が一括して登記を嘱託することとしたとしております。またこの場合、入り会い権消滅後の土地の効率的利用をはかるため、協業化の方向を助長する趣旨から、入り会い権者が生産森林組合等に権利の出資を行なう場合の登記につきまして、都道府県知事がこれを嘱託することとしたとしております。

第二は、市町村及び財産区の所有する林野で旧慣の存しておりますもの、すなわち、旧慣使用林野の整備の実施手続に関する規定であります。この場合には、農業または林業構造改善事業等の効率的な実施を促進するために必要な場合に行なうことができるものといたしております。また、この整備計画の作成については、市町村長が、あらかじめ旧慣使用権者の意見を聞き、市町村の議会等の議決を経ることといたしております。

なお、旧慣使用林野整備計画の認可の公告による権利変動、及びその後の登記等については入り会い林野整備の場合に準ずることといたしております。第三は、入り会い林野整備等が円滑に行なわれるよう、援助措置についての規定を設けておりま

す。

まず、登記手続につきましては、政令で不動産登記法の特例を定めることができることとしてその簡素化をはかるほか、税制上の特例といたしま

しては、入り会い林野整備等により権利を取得した者の経済的な利益については、課税しないものとするほか、不動産取得税及び登録税の減免措置を講ずることいたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいと願い申し上げます。

次に、果樹農業振興基本方針に關する規定を設けたこととあります。すなわち、農林大臣は、主要な種類の果樹につき、果実の需要の長期見通しに即した植栽及び果実の生産の目標、果樹園經營の近代化、果実の流通及び加工の合理化等に関する基本方針を定めることといたしました。

第二は、都道府県の果樹農業振興計画に関する規定を設けたこととあります。すなわち、都道府県知事は、国の基本方針に即して、果樹の植栽及びその果実の生産の目標、近代的な果樹園經營の指標、生産基盤の整備、果実の流通及び加工の合理化等に関する計画を定めることができるものとし、この計画においては必要な果樹についての広域の濃密生産団地の形成に関する方針を明らかにするものとしております。

第三は、現行の果樹園經營計画の認定の請求期間を昭和五十一年三月三十一日まで延長いたしまさとともに、その計画に基づく未墾地等の取得資金についての農林漁業金融公庫の貸し付け金の据え置き期間について、現行の三年以内を十年以内に改めることとしております。

第四は、加工原料用果実の流通の合理化をはかるため、農協等と果実加工業者のそれぞれが共同して加工原料用果実の品質に関する取りきめを締結することができるものとし、その取りきめ及びこれに基づいてする行為には、独占禁止法の規定は適用しないものとしたことであります。

以上のようない状況の中で、現行の果樹農業振興所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由とおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいと願い申し上げます。

次に、農地管理事業団法案につきまして、その

し、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

以下この法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一は、果樹農業振興基本方針に關する規定を設けたこととあります。すなわち、農林大臣は、

主要な種類の果樹につき、果実の需要の長期見通しに即した植栽及び果実の生産の目標、果樹園經營の近代化、果実の流通及び加工の合理化等に関する基本方針を定めることといたしました。

第二は、都道府県の果樹農業振興計画に関する規定を設けたこととあります。すなわち、都道府

県知事は、国の基本方針に即して、果樹の植栽及びその果実の生産の目標、近代的な果樹園經營の指標、生産基盤の整備、果実の流通及び加工の合理化等に関する計画を定めることができるものとし、この計画においては必要な果樹についての広域の濃密生産団地の形成に関する方針を明らかにするものとしております。

第三は、現行の果樹園經營計画の認定の請求期間を昭和五十一年三月三十一日まで延長いたしまさとともに、その計画に基づく未墾地等の取得資金についての農林漁業金融公庫の貸し付け金の据え置き期間について、現行の三年以内を十年以内に改めることとしております。

第四は、加工原料用果実の流通の合理化をはかるため、農協等と果実加工業者のそれぞれが共同して加工原料用果実の品質に関する取りきめを締結することができるものとし、その取りきめ及びこれに基づいてする行為には、独占禁止法の規定は適用しないものとしたことであります。

このほか、果樹農業振興のための施策について

特別措置法による果樹園經營計画の認定請求期間が昭和四十一年三月三十一日に切れることになりますので、この際、この制度の延長のための措置のほか、新たに果実の需要の長期的動向に即応した果樹の植栽及び果実の生産の計画的かつ安定的な拡大と果実の生産、流通及び加工の合理化をはかるための措置を積極的に推進することと

します。

以上がこの法律案の提案の理由とおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可

決くださいと願い申し上げます。

次に、農地管理事業団法案につきまして、その

農業生産を維持増大して国民食糧の安定的な供給を確保するとともに、農業と他産業との間ににおける所得及び生活水準の格差の是正をはかることが農政の基本であると考えます。そのためには、零細な兼業農家を含め農家全体を対象として農業生産を振興し、その所得を高めることに努力いたすことはもとよりですが、最近における農業の動向から見ますと、農業に専念し、農業所得によって生活することができる農家を相当教育成することがきわめて重要であろうと存じます。こ

のよる自立經營農家及びこれに準ずる協業經營が健全に育成されるためには、農業に専念する農家が漸進的に經營規模を拡大し、生産性の高い農業經營の基礎を確立することができる条件がつく

られることが必要であります。

最近における農家戸数の推移を見ますと、昭和三十五年から四十年までの間に年平均約八万戸の減少を示しました。この間都府県で一・五ヘクタール以上の農家が多少増加しておりますが、経営規模の拡大の傾向は必ずしも顕著とはいえない状況にあります。また、農地についての権利移動を見ますと、自作地の売買等による有償移動の面積は、年々増加し、昭和三十九年には約七万五千ヘクタールとなつておりますが、その内容においては、自立經營を目指す農家の經營規模の拡大の方向に沿つて行なわれているとは必ずしも言いがたいであります。

そこで、年々移動している七、八万ヘクタールの農地に着目し、地域の実情に応じ無理なく經營規模の拡大に資するよう方向づけることにより、農業によって自立しようとする農家及びこれに準

する協業經營の規模拡大を促進することを目途として農地管理事業団を設立し、農地及び未墾地の取得についてのあっせん及び融資、農地の売買その他の農地移動の円滑化に必要な業務を行なわせる

ため、この法律案を提出したのであります。

政府は、第四十八回通常国会に農地管理事業団法案を提出し、衆議院を通過し、參議院において審議未了となつております。今回、その際の審議

経過等を勘案し、農地管理事業団の業務の範囲に未墾地の取得についてのあつせん及び融資を加えるとともに、事業団の業務は、今後事業の実施状況を見、市町村の希望により農村らしい農村のすべてにおいて実施することを日途として、初年度四百市町村において行なうものとし、また農家に直接接觸する事務は市町村及び系統農協に委託して処理することとする等構想を改め、所要の予算を計上するとともに、この法律案を提出した次第であります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。以上がこの法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、農地管理事業団の目的は、農地等にかかる権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資するよう適正円滑に行なわれることを促進するため、これに必要な業務を行なうことにより、農業構造の改善に寄与することと規定しております。

第二に、農地管理事業団の資本金は一億円とし、政府はその全額を出資し、必要に応じ追加出資をすることができることといたしますほか、役員の定数は任免その他の事業団の組織につき所要の規定を設けております。

第三は、事業団の業務に関する規定であります。まず、事業団の業務の範囲といいたしましては、農地、採草放牧地、未墾地またはこれらの付帯施設についての売買または交換のあつせん及びその取得に必要な資金の貸し付けと、農地、採草放牧地またはこれらにかかる付帯施設についての買い入れ、交換及び売り渡し、借り受け及び貸し付け並びに信託の引き受けを行なうこととしております。

次に、事業団は、農林大臣の指定する業務実施地域内にある農地等について業務を行なうものとしております。この指定は、都道府県知事が関係市町村と協議し、都道府県農業会議の意見を聞きて申し出た場合に、土地の農業上の利用の高度化

をはかることが相当と認められる農業地域で、農業構造の改善をはかるため農地等の権利取得を適正円滑にすることが特に必要な地域について行なうこととしております。

さらに、事業団の業務執行の方針といいたしましては、自立經營になることを目標として農業經營を改善しようとする農家及びこれに準する農業生産法人の農地等の取得または借り受けを促進するよう、その業務を行なわなければならないものとしております。

また、事業団の貸し付け金及び売り渡し対価の償還条件は、年利三分、償還期間三十年以内の元利均等年賦償還とするほか、一定の場合における一時償還及び償還の猶予、売り渡し農地等の買戻し、農地等の信託による信託法の特例、地方公共団体及び信用農協連合会等に対する業務の委託について規定いたしております。

第四は、事業団の財務及び会計につきまして、予算、事業計画等についての農林大臣の認可、借り入れ金、交付金の交付等の規定を設け、また事業団は農林大臣が監督することとし、監督命令その他の規定を置いております。

以上のか、事業団は、業務実施地域内の農地または採草放牧地の所有者がその農地等の所有権を移転し、または貸借権等を設定しようとすることは、あらかじめ通知を受け、必要と認めるときはあつせん、買い入れ等の申し出をすることとしております。

また、農地法の適用につきまして、事業団による農地等の買い入れ、売り渡し及び借り受け、貸し付けについては許可を要しないこととし、また、事業団が農地等を借り受け、これを貸し付けた場合は、小作地の所有制限は適用せず、更新拒否等についての許可を不要とする等の特例を設けることといたしております。

次に、事業団は、農林大臣の指定する業務実施地域内にある農地等について業務を行なうものとしております。この指定は、都道府県知事が関係市町村と協議し、都道府県農業会議の意見を聞きて申し出た場合に、土地の農業上の利用の高度化

をはかることが相当と認められる農業地域で、農業構造の改善をはかるため農地等の権利取得を適正円滑にすることが特に必要な地域について行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

次に、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合法は、農林漁業団体の役職員の経済的保証を制度的に確立するため、昭和三十三年四月に制定されたものであります。その後、昭和三十九年には、他の共済組合制度の給付内容の引き上げに見合う給付内容の改善を実現し、さらに昭和四十年には退職年金等の最低保障額を大幅に引き上げてまいったことは御承知のとおりであります。

しかしながら、本制度による給付の内容を国家公務員共済、地方公務員共済等他の共済組合制度の給付内容と比較いたしますと、なお昭和三十九年における法改正前の組合員期間の取り扱い等において多少の格差が認められるのであります。これらの点につきましてはかねてから慎重に検討してまいりましたところであります。今般、これらにつき他の共済組合制度による給付内容に準じて改善いたしますとともに、本共済組合の給付に要する費用についての国の補助率を引き上げ、あわせてこの制度の円滑な運営をはかるため所要の規定の整備を行なうことにより、本共済組合制度設立の目的的実現に遺憾なきを期せんとするものであります。

改正の第四点は、標準給与の月額の改定であります。現行の標準給与の等級及び月額を定めた表は、昭和三十九年に改正したものであります。現在の農林漁業団体の役職員の給与の実態を勘案して、その最低額を六千円から八千円に引き上げ、改正の第五点は、農林漁業団体職員共済組合が年金及び一時金を支給するために要する費用に対する国庫補助の率を百分の十五から百分の十六に引き上げることとしたことであります。

以上の諸点のほか、業務の一部の委託に関する規定、監事の権限の拡大に関する規定等につきましても所要の整備をはかつております。

最後に、この法律の施行期日は、準備期間等を考慮して、昭和四十一年十月一日としております。

以上がこの法律案の提案理由とおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○中川委員長 この際、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案について、補足説明を聽取いたします。和田農政局長。

○和田(正)政府委員 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を申し上げます。

この法律案は、給付の内容を国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等の他の共済組合制度に準じて改善するとともに、組合が給付を行なうに要する費用についての国の補助率を引き上げ、あわせてこの制度の円滑な運営をはかるための規定の整備を行なうことと/orするものであります。

最初に、給付内容の改善に関する点につきまして御説明申し上げます。

まず第一項中の第三十七条の二におきまして、減額退職年金を新設することといたしております。この年金は、退職年金の受給権を満たしても五十五歳に達するまでは支給を停止されるととなっている現行制度と関連するものであります。五十五歳未満でありますと希望する者につきましては、退職年金の額を一定率で割り引きした年金を支給することができるようになります。割引率は退職した年齢と五十五歳との差一年につき四%であります。この率は国家公務員共済組合制度等他の共済制度すでに減額退職年金制度を設けているものにおける割引率と同率としております。

次に、第二項中の附則第四条第四号の改正において、三十一年九月三十日以前の組合員期間、いわゆる旧法組合員期間にかかる平均標準給与の年額の計算方法を改めることとしておりました。平均標準給与の年額は、三十一年の法改正前の組合員期間、いわゆる旧法組合員期間につきましては、従来、給付事由発生時点からさかのぼり五年間の平均となつておりましたが、今回、三十

九年改正後の本法における計算方法、すなわち給付事由発生時点からさかのぼり三年間の平均とすることとし、平均標準給与の年額の引き上げをはかることとしております。

また、旧法組合員期間にかかる平均標準給与は五万二千円で押えることとされておりました。これが廃止して三十九年法改正後と同様の引き扱いとすることとしております。^付

平均標準給与は、これに一定の給与率を乗じて給付額を算定する基礎となるものでありますから、これらの措置によって旧法組合員期間にかかる給付額が増額されることとなるわけであります。

次に第二項中の附則第五条の二及び附則中の第五条におきまして、これは九ページ以下であります。すが、すでに年金受給権者となつてゐる者の退職年金、障害年金または遺族年金の額を、四十一年十月分以後、引き上げることとしております。二カ条に分かれていますのは、前のはうは三十九年法改正前の既裁定年金にかかるものであり、あとのはうは三十九年法改正後の既裁定年金にかかるものであります。

引き上げの内容は、第一に、旧法組合員期間にかかる平均標準給与の年額をただいま第四条第四号について申し上げましたと同様に、五年平均から三年平均に改めるとともに、五万二千円の最高制限を廃止すること、第二に、厚生年金保険の被保険者であつた期間にかかる年金額の減額を受けた者についてはこれを廃止することと、第三に、組合員期間が二十年以上であった者につきましては、以上の方法によりその額を改定した後、なお退職年金、障害年金にあつては六万円、遺族年金にあつては三万円に達しない場合におきましては、それぞれその額を六万円または三万円まで引き上げることとしております。

以上が給付内容の改善に関する改正点のおもな内容であります。

次に、國庫補助率の引き上げに関する改正につ

いて申し上げます。

第一条中の第六十二条でございますが、從来、組合が毎年度給付を行なうに要する費用のうち一五%を国が補助することとしておりました

が、本改正法によりましてこれを一%引き上げて一六%を補助することとするものであります。

次に、その他の改正点につきまして御説明申し上げます。

その一は、第一条中の第十条の改正でございます。これは組合の監事が監査の結果に基づいて、理事長または農林大臣に意見を提出することがあります。

その二は、第一条中の第二十条の標準給与表の改正であります。これにより標準給与の月額の最低を従来の六千円から八千円に引き上げることとあります。

その三は、第一条中第五十三条の二の新設及び第七十条以下の改正でありますが、これは組合の業務のうち福祉事業及び余裕金運用としての農林漁業団体への貸し付けにかかる事業を、農業協同組合連合会その他の一定の者に委託することができることとするとともに、受託する法人がそれぞれの根拠法において他からの業務の受託能力につき制限を加えられている場合において、それらの根拠法律の規定にかかる組合の業務を受託し得ることとすることとしております。

ただ、この改正案の内容につきましては、いろいろ問題があると思います。この前の昭和三十九年の国会におけるこの法律の改正に際しまして、あの当時の改正といたしましては、非常に不十分だった。不十分であるけれども、その当時の情勢としてやむを得ないので、国会におきましても、また農林漁業団体の職員の諸君も、まあまあこういう情勢ではということで、がまんをしておつたのだというような感じが私はするのですが、

○中川委員長 午後一時再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前十一時十五分休憩

○中川委員長 休憩前に引き続いて会議を開きます。湯山勇君外十三名提出、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案及び内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案の両案を一括議題として、質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許可いたします。坂村吉正君。

○坂村委員 ただいま議題となつております農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、私は、自民党を代表いたしましたがございますが、一緒にいたしまして、主として質疑を行ないたいと思います。社会党提案の法律案もございまして、政府提案の法律案もあるわけですが、一通りいたしまして、主として政府当局に対しまして、私は質疑を行ないたいと思います。

○坂村委員 ただいま議題となつております農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、私は、自民党を代表いたしましたがございますが、一緒にいたしまして、主として質疑を行ないたいと思います。社会党提案の法律案もございまして、政府提案の法律案もあるわけですが、一通りいたしまして、主として政府当局に対しまして、私は質疑を行ないたいと思います。

実はこの法案は、今まで非常に時間がかかりまして、非常に難産をしたのじゃないかというふうな感じがいたしておるのでござります。しかし、ようやく政府もここまで踏み切って法律案を提出した。こううことは、待望いたしておりました農林漁業団体職員にとりましては、非常にあります。なかなか問題がいろいろあります。しかしがたく思つてゐるのじゃないかということを感じます。

ただ、この改正案の内容につきましては、いろいろ問題があると思います。この前の昭和三十九年の国会におけるこの法律の改正に際しまして、あの当時の改正といたしましては、非常に不十分だった。不十分であるけれども、その当時の情勢としてやむを得ないので、国会におきましても、また農林漁業団体の職員の諸君も、まあまあこういう情勢ではということで、がまんをしておつたのだというような感じが私はするのですが、

以上がこの法律案の主要な内容であります。

後の採決のときには、御承知のように衆参両院とも数項目にわたるところの附帯決議を実はつけておる。そういう実態を見ましても、私は、いかにこの前の改正では満足する状態にはなかつたかといふことが言えるのぢやないかと思うのでござります。その後、いろいろ情勢も進みまして、農林漁業団体といたしましても、具体的な要望をひつさげて、政府に対しましてもあるいは国会に対しましても、非常に熱心な強い要望をいたしておりました。それらの問題が今度の法律改正案においてどううぐあいに解決されたか、こういう問題を明らかにしておくことが非常に大事なことぢやないかと思うのでございまして、あまり時間もないうでございますから、いままで団体の間でも、それから農林関係者の間でも、国会におきましても問題として残されておつた問題、そういう問題を中心にいたしまして、今度の改正案でどううぐあいに解決されるか、こういう点を明らかにするような方向で、ひとつ質疑を進めたいというふうに考えておる次第でございます。

第一番目に、農業団体の要望といたしまして

は、第一に、年金のスライド制をひとつはつきりしてほしい、こういう問題がございました。それから第二の問題といたしましては、いわゆる新旧通算ということでいわれておりますが、新法の給付を旧法組合員期間にも適用してもらいたい、こういう問題でござります。第三番目といたしましては、既裁定年金を引き上げてもらいたい、こういう問題でござります。第四といたしましては、減額退職年金制度をやってくれといふ問題であるうと思います。それから第五が、給付に要する費用の国庫補助率を、現在一五%なんだけれども、これを二〇%に引き上げてもらいたい、こういう要望でござります。それから第六には、対象団体の範囲を拡大してもらいたい、こういう大体六つの要望を中心にして強い運動を進めておつたと思うでござります。それから、この前の三十九年の改定のときの国会におきます附帯決議も、大体いま申し上げましたよくな要望とほとんど同じよ

うな問題点が掲げられておるのでござります。そういう状況でございますので、いま申し上げまして、その内容は、いろいろ年金制度もござります。たゞ、国家公務員の年金であるとか、あるいは地方公務員の年金であるとか、公共企業体の年金であるとか、あるいは私共済、厚生年金、いろいろの年金制度があるわけでございますが、大体どううぐあいとこころを目標にしていまの年金制度を改正しよう、こううぐあいに考えたのか、その点、ひとつ基本的な考え方をお伺いいたいと思つておる次第でござります。

○和田(正)政府委員 ただいまお尋ねの第一点として、今回の政府改正案を作成するにあたつて、他の同種の制度との辺とのバランスを主として考えたかというお尋ねでございますが、御承知のように、農林年金が厚生年金から離れましたのが、たしか昭和三十三年であつたと思いますが、その後に何度かの改正がありまして、最終的には昭和三十九年の改定で今日に至つておるのでござります。厚生年金から離れましたきさつその他から考えましても、これを厚生年金と比較をするといふことは適當ではないと考えておりますが、提案理由なり補足説明などでも申し上げましたように、主として国家公務員共済組合等のいわゆる共済組合制度に準じて改定をするということで検討をいたしまして、その中心になりますものは、何と申しましても、国家公務員の共済組合の制度でござりますので、主としてそれとのバランスを確保するということを中心にして検討して、御提案申し上げた次第でござります。

○坂村委員 主として国家公務員共済組合法とのバランスを考えながら改正案をつくった、こういふふうに考えておるわけでございます。特に農林漁業団体におきましては、国家公務員共済組合法あるいは地方公務員共済組合法、国民年金法等にも、若干のニュアンスは違うのでございますが、経済事情の変動に対応し

うな問題点が掲げられておるのでござります。そぞういう状況でございますので、いま申し上げました点を大体中心にいたしまして、お伺いをしていただきたいと思います。

その前に、一応基本的な考え方として、農林年金制度を今度改定しよう、こういうことを考えたその内容は、いろいろ年金制度もござります。たゞ、国家公務員の年金であるとか、あるいは地

方公務員の年金であるとか、公共企業体の年金であるとか、あるいは私共済、厚生年金、いろいろの年金制度があるわけでございますが、大体どううぐあいとこころを目標にしていまの年金制度を改正しよう、こううぐあいに考えたのか、その点、ひとつ基本的な考え方をお伺いいたいと思つておる次第でござります。

○和田(正)政府委員 ただいまお尋ねの第一点として、今回の政府改正案を作成するにあたつて、他の同種の制度との辺とのバランスを主として考えたかというお尋ねでございますが、御承知の

よう

ように、農林年金が厚生年金から離れましたのが、たしか昭和三十三年であつたと思いますが、その後に何度かの改正がありまして、最終的には昭和三十九年の改定で今日に至つておるのでござります。厚生年金から離れましたきさつその他から考えましても、これを厚生年金と比較をするといふことは適當ではないと考えておりますが、提案理由なり補足説明などでも申し上げましたように、主として国家公務員共済組合等のいわゆる共済組合制度に準じて改定をするということで検討をいたしまして、その中心になりますものは、何と申しましても、国家公務員の共済組合の制度でござりますので、主としてそれとのバランスを確保するということを中心にして検討して、御提案申し上げた次第でござります。

○坂村委員 わかりました。そこで、これは法律技術の問題かもしませんが、私ちよつと疑問に思いますのは、せつから農林年金法を改定するのに、その条項だけほかの法律の附則で直すといふようなことは、法律技術上

の規定を追加することをいたさなかつたわけでござります。

○和田(正)政府委員 スライド制の原則につきま

しては、先生御承知のように、すでに厚生年金法

についてはどううぐあいに処置をされておる

か、お伺いいたします。

○和田(正)政府委員 スライド制の原則につきま

しては、先生御承知のように、すでに厚生年金法

についてはどううぐあいに処置をされておる

か、お伺いいたします。

○坂村委員 わかりました。

そこで、これは法律技術の問題かもしません

が、私ちよつと疑問に思いますのは、せつから農

林年金法を改定するのに、その条項だけほかの法

律の附則で直すといふようなことは、法律技術上

からいっても、あまりいい方法ぢやないじやないか、こういう感じもいたします。しかし、法律論として、どこかで直ればいいのだからいいぢやないか、こううぐあい考え方もあるかもしれませんが、そこら辺は、どううぐあいに技術的には考えればいいのか、一応ちょっと私ぶしき

に思うのですから、考え方を答弁をいただきたいと思います。

○和田(正)政府委員　実は先ほども申しましたよ
うに、旧令共済組合に関する法律案がすでに二月
十八日に提案になりましたために、こちらの年金
法案の作成が、御承知のようないろいろな事情で

○坂村委員 それではひとつ全力を尽くして、こちらの改正法案も本国会で何とか仕上げなければいけませんと同時に、そつちの法律がまた仕上がりませんと、そのところが穴があくことになりますから、その点は政府においてもひとつ全力を尽くして、その法案の完成に努力をしてもらいたいと思っています。

が、社会党といたしましても、この農林年金法の改正を仕上げよう、こういうお気持ちで非常に御熱心に取つ組んでおられるのでございますので、さつきの長たらしの法律のほうも同時にこの国で仕上げるよう、全力を尽くしてもらいたいと思ひますが、政府と湯山先生の両方からその心がまえをお伺いしておきたいと思います。

○和田(正)政府委員 御意見、まことにごめんとおもだと思ってますので、私どもも、もちろんこの法案についても十分御審議をお尽くしいただきましたが、早急に御採決をいただきたいと思いますが、関係が非常に深いわけでござりますから、大蔵委員会のほうにかかっております法律案につきまして、政府として全力を尽くして成立を促進をいたしたいと思います。

○浅山議員 たたしま坂本委員長指揮のとおりのことを私も心配いたしておりました。そこで、技術的にこちらのほうへ持つてくる方法があれば、そうするほうがほんとうだと思います。前回の最

低保障額の大幅引き上げも、実は農林年金の場ではなくて、厚生年金に便乗して引き上げになつた

という経験もありますので、そうすることが周囲
いだとは思いませんけれども、御趣旨のとおり私
も考えておりますので、一生懸命に努力をいたし
たいと思います。

○坂村委員 それじゃその点はひとつ安心をいたしまして、次の問題に進みたいと思います。
第二番目に、いままで問題になつておりましたのは、いわゆる新法の給付を旧法組合員期間にも適用することという問題でござります。新旧通算の問題でございますが、この中身は一つじゃないと思うのです。その内容を分析してみますと、第一には、新法期間は三年でやる、やめたときからさかのぼって三年の間の標準給与で計算する、それから旧法期間については五年でやるという問題が実はあつたわけでございます。この点がほかの制度に比べても非常に農林年金は不利じゃないか、劣つておるじゃないか、こういう点が今までの大きな問題だつたわけでございます。この

○和田(正)政府委員 坂村委員からお話をございましたように、三十九年の法改正のときにも残りましたように、現行法では年金の計算をいたすものになります標準給与は、やめます日の前三年間の平均とすることになったわけでございますが、三十九年以前の旧法期間につきましては、その点がやめます前五年平均ということになつておりましたので、今回はそこのところを新法と同様に三年平均ということに改めることにいたしたわけでござります。そのことは、条文の関係で申し上げますと、第一条、けさお配りをいたしました資料のページ数で申し上げますと、八ページ以下に第二十五条の二といふところにその部分の規定がござい

○坂村委員 その問題は、ほかの制度とのバランス

スがどういふぐあいになりますか。大体全部バラ
ンスをとれた、こういふぐあいに考えてよろしゅ
うござりますか。

主としてバランスをとるということで考えましたのが、国家公務員の共済をはじめ各種の共済の制度でございます。その点におきましては、大体のものが、いま申しますようにみな三年平均といふことになつておるのでござりますが、ただ、国家公務員の関係につきましては、農林年金での旧法期間に見合ひますものはいわゆる恩給法でござります。国家公務員でも新法期間は三年の平均でございますが、旧法期間である恩給法につきましては、最終俸給ということになつております。その点は、農林年金は三年平均と今回改めましても、なおバランスがとれないわけでござりますが、御承知のように、国家公務員につきましては、給与体系が全国一本で定められており、昇給の基準等

も非常に明白な基準が法定をされておるわけでござります。民間団体でございます農林漁業関係団体には、それぞれの団体ごとの給与表がばらばらでございまして、昇給基準等もございませんので、国家公務員の旧法期間とそのところを合わせることが理論的にできなかつたわけでござります。したがいまして、その部分だけは技術上合わせることが不可能でござりますので、なおバランスがとれていないと申しますか、全く同じになつてはいらない、そういうことになつております。

○坂村委員 もちろん、国家公務員と農林漁業団体の職員との給与の体系といいますか、そのやり方は違らうわけでござりますから、そういう点はなかなかかびたりはいかぬと思うのでござりますが、現在の問題としては、そういうことであつてはどういう上げ方でもできるし、どういう給与でやら、ぴちとはなかなか合いくらいと思います。

将来の問題としては、この問題はどういうべきで

に考えていいたらいいのか。たとえば将来の問題としては、農林漁業団体においても何かもう少し

きちんとした給与体系あるいは昇給基準、そういうようなものができれば、国家公務員と同じような制度を持つていいけるというのか、あるいはそういうきちんとした給与体系なり昇給基準なりをつ

くつてしまふと、農業団体としては制度が硬直してしまって、運用としては、団体自体が自分自身の給与自体についてやりにくいという問題があるのかどうか。そこら辺は非常にむずかしい問題かもしれませんが、将来の問題としてどう考へていいたらしいのか、お考へがあつたら御答弁いただきたいと思います。

○和田(正)政府委員 御承知のように、関係団体が、先ほどお配りしました資料にもござりますよう、約一万九千ございますので、おそらくそれぞれの団体ごとの経理内容といふものがいろいろ特色もあるらうかと思ひます。それらを全部通した給与体系といふのは、将来にわたつても事実不可能であろうかと思ひます。またこの問題は、特に既

裁定の年金の人などはすべてやめてしまつた人がおるわけでござります。そういう人たちについて最終俸給というようなものを考え方としても、そういうことは事実不可能ということになります。そういう意味において、将来にわたつて国家公務員の共済の旧法期間とそのところを全く同一にするということは、技術問題としても不可能ではないかと考えられますので、その点におきましては、給付の内容に金額的にも若干アンバランスを生ずる点もござりますので、そこのところを考慮いたしまして、国家公務員にしろ、地方公務員にしろ、御承知のように補助率の一五%となつておりますのを、一六%といふうにこの制度では一%アップをいたしまして、一応そこのバランスをとることに努力いたしたわけござります。

○坂村委員 わかりました。実態としてはそういうことになるのじやないかというふうに私も了解をいたしたいと思います。

その次の問題は、新旧通算の問題で、旧法期間

裁定の年金の人などはすべてやめてしまつた人がおるわけでござります。そういう人たちについて最終俸給というようなものを考え方としても、そういうことは事実不可能ということになります。そういう意味において、将来にわたつて国家公務員の共済の旧法期間とそのところを全く同一にするということは、技術問題としても不可能ではないかと考えられますので、その点におきましては、給付の内容に金額的にも若干アンバランスを生ずる点もござりますので、そこのところを考慮いたしまして、国家公務員にしろ、地方公務員にしろ、御承知のように補助率の一五%となつておりますのを、一六%といふうにこの制度では一%アップをいたしまして、一応そこのバランスをとることに努力いたしたわけござります。

○坂村委員 わかりました。実態としてはそういうことになるのじやないかというふうに私も了解をいたしたいと思います。

その次の問題は、新旧通算の問題で、旧法期間

について五万二千円の頭打ちで抑えられておるという問題があるわけござります。この点は、新法期間については十一万円まであるわけございまして、頭打ちを撤廃し、こういうことが非常に強い要望だったわけございますが、この点はどういうぐあいに改正をいたしましたか。

○和田(正)政府委員 これは坂村委員御指摘のとおり、ほかの制度とのバランスを考えまして、今回頭打ちはやめまして、新法と同様に十一万円までを標準給与としてみなし得るようにいたします。その部分の規定は第二条の中に含まれております。

○坂村委員 非常に明快でございまして、この点は感謝をいたします。

新旧通算で、もう一つの問題は、いわゆる新法の給付率と旧法の給付率が違うわけですね。その点を新旧通算して一本の給付率でひとつやつてもらいたい、こういう考え方があるわけございます。これはほかの制度がどうなつておるのか、ほかの制度との比較において、今度の改正案ではどうううぐあいに考えておるか。改正案にはこの内容は出ていないよう私は見ておりますけれども、どういうぐあいな考えでこの点は抜けておるのか、その点をひとつお答えをいただきたいと思います。

○和田(正)政府委員 結論から先にお答えを申し上げますと、御指摘のとおり、この部分は改正をいたしておりませんで、新法期間は四〇%の給付率でございますが、旧法期間は三三・三%の給付率といふ現状のままでござります。ところで、このことは、国家公務員の旧法期間である恩給時代につきましても、やはり三三・三%ということになつております。そこで、給付率としてのバランスは、私どもが主として制度の内容改善のために比較をいたしました各種の共済制度については、すべて共通でございますので、政府としては、これでバランスがとれておる、改正の必要はないというふうに考えておるわけござります。

なお、厚生年金は、御承知のように、旧法期間

も新法期間も給付率は四〇%になつておるのでござりますが、その場合の給付額を決定をいたしました標準給与は、今度直しまして、やめる前の三年間の平均になりますが、厚生年金は最初から最後までの全体の平均といふことになつております。

で、それが四〇%でござりますが、こちらは国家公務員その他とのバランスも考慮して、現行の三・三のまままで改正しないことのほうが、ほかの制度とのバランス上望ましいということになつております。

○坂村委員 ほかの制度との関係上、新法の給付率を旧法期間にも適用するという問題は不可能だ、非常に困難だというようなことで、考えていないというわけですが、バランス論でいいと、私もその考え方はわかるのござります。ただ、全体としては、ほかの制度ももちろん一緒に考えていかなければならぬ問題でござりますから、農林年金だけが急に上に飛び出してしまつて、いろいろなことがはたしていいかどうか、これは問題でございますけれども、もしそういうことであります。ほかの制度とも一緒に、この問題は今後研究問題として十分御検討いただく必要があるんじやあるまい、こういう感じがするのでござります。国家公務員あるいは地方公務員その他のものをこういふところにまで全部持っていく、こううことになれば、膨大な金が要るというようになります。国家公務員あるいは地方公務員その他のものをこういふところにまで全部持っていく、こうしたことになるのでござりますから、なかなかたいへんなことじやないかと思います。したがいまして、いますぐこの問題が実現できるとは私個人としては考えておりません。おりませんが、将来の問題として、政府においても、十分この問題は御研究をいただいて進めていくいただく、前向きで検討してもらおう、こういうことが非常に大事じゃないかと思うので、一言申し上げておきます。

そういたしますと、新旧通算の問題は、ほかの制度、いわゆる国家公務員共済といふようなものとのバランスを考えながら、今度の制度を考えてみますと、大体バランスもとれて、一応農林漁業

団体の職員としてもまあまあといふようなところまでいったんじやあるまいかといふうに私は了解をいたしていいと思つておる次第でござります。

その次の問題でございますが、既裁定年金を引き上げる、こういう問題でござります。もちろん、この中には、御承知のように、新旧通算の問題が入つておるわけでございまして、新旧通算のほうの関係で、三年、五年の問題、それから頭打ち解消の問題、こういう問題は、先ほどの問題で一応解決されたというふうに考えてよろしいですか、あるいは違いますか。

○和田(正)政府委員 五年を三年に改めますこと、頭打ちは解消になりますことは、先ほど申し上げましたようなものが法案の中に盛り込まれておるわけでござります。

○坂村委員 もう一つ、既裁定年金の問題につきましては、厚生年金期間の二割引きをやっておるというのが現行の制度でござります。これはどうもいかにも氣の毒な扱いでございまして、もちろん、この厚生年金期間の二割引きという問題は、

今度の改正案では完全に解消したんじやないかと思いますが……。

○和田(正)政府委員 おっしゃるよう、二割を減額いたす規定がございますが、この改正案ではその減額をいたさないことにいたしました。

○坂村委員 最低保障の要求というのが非常に強い要求でござります。新法期間につきましては、この前の厚生年金法の改正のときに、厚生年金法の附則が何かで、この問題は、八万円でございますが、直されたはずでございますが、既裁定者について、この問題が非常な不当な取り扱いを受けているわけでございますが、この問題は今度の改正案ではどういうぐあいにお考えをいただいておるか。

○和田(正)政府委員 いまの最低保障の問題は、御指摘のように、新法につきましては、退職年金のバランスを考えながら、今度の制度を考えておるわけですが、直されたはずでございますが、既裁定者に

けて年金をもらつておる人につきまして、その最低保障が及ばないという制度に現在はなつておるわけでござります。そのところを調整いたしまして、国家公務員の既裁定年金者につきましては、ためにいろいろ検討いたしましたのでござります。

が、先ほどもスライド制の原則を入れます法律のことをちょっと申し上げましたが、あの法律の中で、国家公務員の既裁定年金者につきましては、最低保障を生かす規定を本法の中に含んで提案になつておるわけであります。そことのバランスが政府としてはやはり必要でございますので、退職年金と障害年金とにつきましては六万円、それから遺族年金につきましては三万円以下のものは、それぞれ六万円または三万円まで引き上げる、ただし、その場合に、組合員期間が二十年以上の者に限つてそういう保障をいたすということで、先ほど長い名前のついております法案を申し上げました。

○坂村委員 ただいまの、既裁定者について退職年金六万円、障害年金六万円、遺族年金三万円、こういう最低保障を設けたといふことでございますが、これは金額からいっても、現在新法につきましても、同じ条件、同じ金額になりますように提案をいたして、バランスをそろえておる次第でござります。

○坂村委員 ただいまの、既裁定者について退職年金六万円、障害年金六万円、遺族年金三万円、こういう最低保障を設けたといふことでございますが、これは金額からいっても、現在新法でこれからやつていく人に対する最低保障と既裁定者は、どうもバランスがそれなりの感しがいたします。八万円と六万円を比べても、それだけの差があるということでござりますし、それからもう一つ、退職年金と障害年金については六万円だけれども、遺族年金については三万円だ。こういう根拠はどういうぐあいにお考えでござりますか。

○和田(正)政府委員 退職年金につきましては、組合員期間が二十年以上でなければなりませんので、二十年の制限は当然かと思ひます。遺族年金は、普通の場合は本人の半額というのが普通でございます。あとは先ほども申しましたように、國家公務員のほうが財源その他諸般の状況等を考慮

して六万、三万というふうにいたしておりますの
で、政府としてはバランスを合わせた、そういう
趣旨でござります。
○坂村委員 一応六万、三万は國家公務員その他
とのバランスで考えておるのだ、こういうことに
理解いたします。
そこで、一つの問題は、二十年以上勤務者、二

ういうことでいきますと、やはり問題としては残るんじゃないだらうか。こういう感じがいたします。たとえば、退職年金はもちろんいいと思いま
すが、障害年金、それから遺族年金、こういうもの
のは、考え方として何も長年の勤続者に限ること
はないんじやないか。障害年金を受ける者が二十二
年つとめた者でなければ最低保障が得られない、
こういう制度は、制度のあり方として少し疑問に
思われる点が多いのでございまして、この点は、
ほかの制度とのバランス上二十年以上、こういう
ことでやっているのであろうと思しますけれども、
その点について和田農政局長の率直な感じの方
は、どういう感じを持っておられますか。

○和田(正)政府委員 坂村委員がおっしゃいます
ように、退職年金は当然二十年の期間が要るわけ

でござりますが、その他にしては二十年といふのは問題ではないかといふ御意見でござります。私どもこの問題を検討いたします過程では、各種制度を比較勘案していろいろ研究をしてみたのでございますが、たとえば障害年金につきましても、公務上の障害を受けた者と公務外の障害を受けた者との取り扱いを異にしておる制度もござります。遺族年金についても、公務上の障害によつて死亡した者の遺族に給付をいたします場合と、そうでない場合とでは、いろいろ条件を異にして給付するような制度にいたしておりますのもござりますので、そういう方法をここへ持ち込むことについてもいろいろよくふう検討いたしてみたのでござります。御承知のように、いずれも既裁判の年金者でござりますので、すでにその障害の事由が公務外であったか、公務上であつたかということの記録がございませんので、そういうことによる

区分をすることのが残念ながら不可能でござりますので、そこで、それらのくふうをいろいろいろいろしてみました。なかなか名乗も浮かびませず、また一方、先ほど申し上げておりますように、政府ですでに提案をいたしました国家公務員のほうで六万、三万、二十年ということになつておりまして、それと著しく違うことを考えますことは、やはり政府の立場としてなかなかできかねますので、そのバランスを前提としてこういうふうにいたしたわけでございます。今後とも時間の余裕をいただきまして、いま申しましたようなほかのくふう等につきましては、将来の問題として研究させていただきたいというふうに思います。

○坂村委員　お答えのように、ほかの制度とのバランスもござりますし、これは非常にむずかしい問題じゃないかと思いますけれども、この点についてはどうも気分的にしつくりしないような点もありますので、一応この問題はこれ以上触れるところは避けたいと思います。しかし、「私どもも」の問題を十分研究しなければならぬと考えておる次第でございます。このことを一言申し上げておきたいと思います。

次に、減額退職年金の問題でございます。ほのかの制度では、大体減額年金をやつておるのが多いのでございまして、実は私も公務員の退職年金をもらつておられます。これも若干停止で五十五までもらえないのですござりますが、いまおそらく半分くらいもらつておるのじやないかと思います。そういうぐあいに、国家公務員のほうでも減額年金を支給しておるというふうな状況でもござりますので、この点はぜひともこの制度で農林年金におります。それでも実現したいと思っておつたのでございます。この内容はどういうぐあいに改正をするつもりですか。

○和田(正)政府委員　それは他の制度とのバランスも当然ございますので、今回の法案の中にこの規定を盛り込みましたのでございます。内容としては、全体の給付率を新法だけの期間の人だとうふうにもしかりに設定をいたしますれば、給付

率が四〇%になりますが、五十五になりますが、かえて減額退職年金として支給をする、そういうことにいたしてあるわけでございます。
○坂村委員　たいへんけつこうでございます。うしますと、四〇%ずつ割り引いて年金をもらうと、全額をもらう人とは、どこで差別をつけのか、本人の希望によつてやるのか、初めからそぞろいのことはきまるわけじやございませんし、もうときに、割り引いてくれといふ人と、それからしばらく待つても全額もらいたい、こういうふうに思つておられる場合の掛け金額の問題なんかは、もちろん全体を総合すれば先に割り引いてもらつておつても、あとから全額もらつても、同じでいいわけでございます。そこら辺はどういふふうにお考えをいただきておりますか。

○和田(正)政府委員　その点は、おっしゃいますように、本人が退職をいたしましたときの希望によって、減額年金をもらうか、数年待ちまして十五になつてから支給を受けるか、それは本人の意思によるわけでございます。いずれにいたしましても、掛け金と給付とは見合うような制度のなまえでございますので、いずれの場合にも掛け金には変化はございません。

○坂村委員　変化ないといふふうに考えていいわけですね。

その次の問題は、給付に要する国庫補助率をいまの一五%から二〇%にしてくれ、こういう要望でございます。この問題は、先ほど別の質問の中で、いろいろのことを考えて、一五を一六にいたしました、こういう答弁がございました。実際問題として、ことしの予算で一五%を一六%以上上げた、という実情は一応わかるのでございます。しかし、農林年金制度とそのほかの制度とをいろいろ考えてみると、どうも給付内容を一生懸命努力ほかの年金制度にバランスさせて改善をしてまいりますと、掛け金にどうしてもね返つてくる。それから現状の掛け金率を見ましても、非常に農

林年金が高いわけです。たとえば農林年金では、個人負担といふのは千分の四十八でござりますが、私学共済では千分の三十八、国家公務員共済では千分の四十四、公共企業体共済では千分の四十・五、地方公務員共済では千分の四十二、こういふ点を非常にはつきり物語つておるのであるが、いかという気がするのでございまして、先ほど申し上げましたように、農林漁業団体は財政的にこそ豊かなものじやないし、農民に対する奉仕にいう姿で勤めておるのでござりますから、なかなか十分ほどの制度に追いつけないような姿になつてゐる所以はあるまいかという感じがするのでござります。やはりいやしくも個人負担にほかの制度に比べてこんなにも大きな差があるということは、いままでも非常な問題でござりますし、将来的な問題としても、私は非常に大きな問題じやないかと思います。この点については、なぜ国家公務員や地方公務員あるいは私学共済等が、こういう農林漁業団体共済に比べて低い個人負担でやつておられるのか、そこ辺の実情をひとつ明らかにしておく必要があるのじやないかと思うのです。

○和田(正)政府委員 現在、この農林年金の掛け金が、他の同種の制度に比較しまして、組合員の負担分が高いことは、御指摘のとおりでございます。そのことの理由は、やはり先ほどもちょっと触れましたように、数度にわたりまして給付内容の改善をいたしましたのでございますが、その改善以前におきます設計が、改正前の給付内容を前提として設計をされております結果、改正後での財源の増加に見合いました掛け金が過去に積み重ねられておりませんでしたので、その分をいま負担をして支払いを必要とするというような事情にござります。ただ、たとえば国家公務員共済等についての例をあげますと、これは国の補助という立場で改めていますが、雇い主としての国が、そういう給付内

るといふことをいたしておるわけでありま
す。そういう関係もございまして、掛け金率が下
がっておりますが、この農林年金につきまして
は、過去の整理資源と申しますか、そういう財源
分についての配慮は今日まで行なわれておりませ
んことが、掛け金率を高めておる原因であろうか
と思ひます。したがいまして、この法案を今回國
会に御提案申し上げます際に、社会保障制度審議
会に諮問をいたしたのでございますが、その答申
の中でも、今後整理資源については、國も含め
て、雇い主である団体も含めて、十分検討すべき
必要があるのではないかという御趣旨のことがつ
けられて答申されておるわけでございます。私ど
もも、今後将来の問題として、そういう整理資源
も十分検討いたし、組合員の負担額が減るような
方向について努力をいたす必要があらうかと考え
ておる次第でござります。

○坂村委員 国家公務員あるいは地方公務員等に

つきましては、いま答弁がありましたように、大

体団が整理資源のめんどうを見ているのだといふ

ような実態でございまして、そのことが、農林年

金制度が非常におくれてゐる——おくれてゐるこ

とありますか、個人負担が高い、こういう状況であ

るうと思ひるのでござります。先ほどお話しのよう

に、國がめんどうを見ているといふのは、雇い主

としてめんどうを見ているのだ、こういふお話で

ござりますが、いづれにしても、雇い主としての

立場であらうが、あるいは國家としての立場であ

らうが、めんどうを見ている。それを雇い主の立

場で農業団体がこれをめんどうを見たらどうか、

こういう議論もあるのではないかと思うのでござ

りますが、いまの農業団体の実情で、そな国家公

務員なり地方公務員なりに対応するほどまでに、

農業団体がこの整理資源のめんどうを見るといふ

状態にはなかなか持つていけないだらう、こうい

う感じを私は持つてゐるのでござります。そない

う意味では、今後の問題としても、一五%、一

六%の問題を離れて、その給付に対する補助率

を離れて、この整理資源を國がめんどうを見

て、そうして少なくとも農民のために日夜非常な

労苦をされてゐる農業団体の職員の個人負担が輕

減される、そなう方向にぜひとも考えていかなければならぬ問題ではないかと思うのでござります。

が、その前に、いまの一五%を一六%に給付の補助

率を上げて、いまのような制度改正をやつて——

現在においては、この制度改正では、農業団体の

職員の個人の掛け金率の変更はないわけですか。

○和田(正)政府委員 今回の改正によりまして

は、組合員に対する掛け金率は、上げなくて間に

合つまことに仕組んでござります。

○坂村委員 そのことは非常にけつこうなことで

ございますが、現状の掛け金率が、先ほども申し

上げましたように、ほかの制度に比べて非常に高

い、こういふ実態でござりますので、これは職員

としては一番待望している問題じゃないかと思ひ

ますから、この問題を今後の問題として十分検討

し、少なくとも國が予算を出して、この整理資源

の穴埋めを援助してやつて、そして掛け金率を

少くともほかの制度にバランスがとれるような

ところまで、どうせいろいろな制度とバランスを

とつてあれば、個人負担についてもバランスを

とつていくこととは、非常に大事な問題でござ

りますから、この点を今後の問題として研究をし

なけばならないということを考えておるのでござ

りますが、それは今後どういふか研究を進

めでまいりますか、その点も、あるいは時間があ

りましたら、別の機会にまた御質問を申し上げた

らどうかといふふうに考えておりますので、その

点は留保をいたしまして、次の問題に移りたいと

思ひます。

もう一つの問題は、対象団体の問題でございま

す。この対象団体は大体法律で指定しております

が、現在この制度に加入させてくれといふ団体が

非常に多いのではないかと思ひますが、大体いま

までどのくらいの団体が加入させてくれ、こうい

うような状態になつておりますか。おもな団体で

よろしくうござりますから、ひとつ今までどれ

くらいの団体が入りたいといふ希望を持っている

か。

○和田(正)政府委員 御承知のように、現在この

法律では、適用対象団体を特別法に基づいて実施

後に設立された法人といふことで列挙しているわ

けでござりますが、お話しのように、いろいろな

いか、こういふ感じがするのであります。

問題は、当委員会等においても十分ひとつ今後も

審議の対象にしていただき、そりして何とか決

定をしてまいりたい、こういふ感じがするのでござ

りますから、この点一応私の考え方を申し上げま

して、この問題は留保をいたしておきたいと思ひ

のでござります。政府側におきましても、十分ひ

とつ至急に御研究いただきたいというふうに考え

ておる次第でござります。

○坂村委員 そういう基準はどういうふうに考えたらいいのか。この問題は、この前の国会のときの附帯決議にもあるわけでござりますので、いままで検討された経過をひとつ簡単でいいですから御報告をお聞きいただきたいと思います。

○和田(正)政府委員 これは実は数年前からの問

題でございまして、何か明確な基準を設定いたし

ませんと、ピンからキリまでの団体を選別いたす

ことがたいへん困難でござりますと同時に、厚生

年金の制度あるいは国民年金の制度からはずれて

くるという問題もござりますので、それらとの調

整というような問題もありまして、非常に困難な

問題であるわけでござりますが、過去におきまし

ても、何らかの基準をこしらえて選別をすること

につきまして、いろいろな案を考えてみたのでござ

りますが、いづれの案も一長一短がございまし

て、必ずしも明白な基準たり得ないものでござ

りますから、現在もなおいろいろとくふうをして検

討いたしておるという実情でござります。

○坂村委員 実は私も、この問題は、自民党の中

で小委員会をつくりまして、長いこと研究を続け

てまいつたのでござります。去年でございますが、

いくらいの基準で入れたらいかというところ

は、どうもなかなか結論まで出でていないのが実情

でござります。しかし、現状のままではどうてお

く、こういふわけにもまいられないじやないか。入れ

られるものはなるべく入れてやつたらいじやな

いか、こういふ感じがするのであります。

問題は、当委員会等においても十分ひとつ今後も

審議の対象にしていただき、そりして何とか決

定をしてまいりたい、こういふ感じがするのでござ

りますから、この点一応私の考え方を申し上げま

して、この問題は留保をいたしておきたいと思ひ

のでござります。政府側におきましても、十分ひ

とつ至急に御研究いただきたいというふうに考え

ておる次第でござります。

○中川委員長 湯山勇君。

○湯山委員 ただいま坂村委員から、政府の今回

出された農林年金法の要点についてお尋ねがござ

りますが、いましたが、私もまたいろいろお尋ねしたいこと

ありますので、されども、趣旨から申しますと、こ

の改正は、決して今回突如として出たものではな

くて、昨年の五月一日からの改正、三十九年の改

正、三十三年の成立、ずっと継続しておる問題だ

と思います。特にそういう長い経験が今回集約し

てここに持ち出されたものであつて、政府が当初

お考えになつたことも、私どもが法案として出し

ているものも、それから今度政府で出されたもの

も、団体が要望しておるものも、よく検討してみますと、それぞれ相違するものございます。したがつて、そういう観点から一応整理する必要があると思います。ここでこの問題に一応ピリオドを打つという使命をいま負わされたわけでありますから、そういう点からいえば、整理をする必要がありますかと思います。

そこで、政府のお出しになった案と、それから私どものほうで出している案との相違、あるいは一致している点、これを時間が短くて恐縮でござりますけれども、よくわかるように、ひとつ十分くらいで御説明をいただきたいと思います。

○和田(正)政府委員 社会党で御提案になりましたものと政府で提案をいたしましたものとの違う点を申し上げれば、あとの点は、表現その他は違うとしても、同じであると思ひますので、違う点を簡単に申し上げますが、大体八つぐらいあると思います。

順序がかかるで恐縮でございますが、一つは、国庫補助率でござります。政府の原案は御承知のように、この法律を施行いたします日を十月一日と予定いたしまして、その日から国庫補助率を一六%に上げることにいたしておりますが、社会党の御提案では、国庫補助率が二〇%ということになっております。

それから第二に、完全通算の関係でございますが、政府の提案は、先ほども申しましたように、給付率は旧法期間について三三・三と現状のままでございますが、社会党の御提案では、その給付率は、新法並みに旧法期間も四〇%にするようになつております。

それから第三は、既裁定年金に限する部分でございますが、これも社会党の御提案では、新法並みに計算をいたすことになつております関係で、先ほどもちょっと触れました給付率が四〇%になりますが、政府の原案では、給付率は三三・三のままでございます。

それから既裁定者の最低保障額につきましては、社会党の御提案では、新法をそのまま既裁定の

年金者にも最低保障をいたしますほかに、現在の最低保障額をそれぞれ、退職年金は八万四千円でござりますのを九万六千円に、遺族年金は六万七千二百円でござりますのを七万六千八百円に、障害年金は一級、二級、三級で数字が違いますので、数字を申し上げることは省略いたしますが、いずれも現行の制度よりもさらに引き上げることを御提案になっておられます、政府案では、新法期間については手を触れませんほかに、既裁定者につきましては、先ほども坂村委員の御質問にお答えをいたしましたように、退職年金と障害年金については六万円、遺族年金については三万円といふ、二十年の組合員期間を持ちます者についてのみ既裁定年金額の最低保障をいたしておる点が違う点でございます。

それからその次の違いは、社会党の御提案には、退職年金の在職支給の制度がございまして、農業法人等におきましては、六十五歳でございましたかの年齢になりますと、在職のままで退職年金が支給できるような仕組みになつておりますが、その分は政府の原案には提案をいたしておらないわけでございます。

それから掛け金の負担区分を、雇用主である団体と雇われております組合員との間で、現在、制

度上は五十対五十

といふこと

で、半々の負担にいたしておりますのでございますが、このところを雇い主である団体側が五十五、職員である組合員が四十五といふことで、負担の比率を差をつけるようにしておられるわけでございますが、政府の原案におきましては、五十五対五十といふ現在の制度そのままの負担区分にいたしておりますのでござります。

それから社会党の御提案では、現在法律で制限列举になつております団体のほかに、民法上の法人につきまして、一定の条件のもとに政令で指定をいたしました団体は、その共済組合に加入ができるよう仕組みになるような規定が織り込まれておるのでございますが、政府の原案では、先ほども坂村委員の御質問の際にお答えを申し上げま

したように、どのような基準でその民法法人の加入をはかるべきかについて、なお最終の結論を私どもとしては得ておりませんので、その分は政府の原案はないのでございます。

最後にスライド制の原則につきましては、政府原案は、先ほどもお話をあり、両方分かれた法案になつておるから、政府としては両法案が同時に通過するように努力をするようという御趣旨のお話があつたのでございますが、社会党の御提案では、スライド制の原則がこの農林年金法の改正案の中に含まれておるほかに、スライドの基準を數字的に一応明確にしておられるという点が、政府案と違うところであろうと思ひます。

その他の部分は、大体先ほど坂村委員からお尋ねがございまして、盛り込んである旨を私からお答えを申し上げました部分は、社会党の御提案にあそまつておるので、大体いま申し上げました点を除けば、ほぼ政府案と同様のものではないかというふうに承知をいたしておる次第でございます。

○湯山委員 それではこれで終わります。

○中川委員長 次会は明七月開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十二分散会